

CHUBB®

Business Report 2025

はじめに

本誌「Business Report 2025」は、当社の経営方針、事業の概況、財務状況等、事業活動についてより詳しく、わかりやすく説明するためのものです。当社を理解していただくうえでお役に立てば幸いです。

※本誌は、「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

※本誌に掲載のデータや各種情報は、原則2025年3月31日を作成基準日としています。





Contents

ごあいさつ Message from the President	3
Our Culture 私たちのカルチャー	4
Our History 私たちの歴史	6
経営について	7
■ 会社概要	8
■ 会社の運営	21
商品・サービスについて	45
■ 保険のしくみ	46
■ 商品ラインナップ	50
■ お客様サービス	52
■ 損害サービス	54
業績データ	55
■ 事業の概況	56
■ 経理の状況	66
■ 企業集団等の状況	82
■ 店舗所在地一覧	92



エドワード・コップ

Edward Kopp

Chubb損害保険株式会社

代表取締役社長

ファー・イースト リージョナル・プレジデント

ごあいさつ

Message from the President

すべてのステークホルダーの皆様に優れた価値を提供し、 今後の会社の発展に尽力してまいります

私たちの歴史における節目となる年のビジネスレポートを皆様への感謝の気持ちとともにお届けいたします。当社は日本で105年目を迎え、日本で最長の歴史を持つ外資系損害保険会社であることを誇りに思っています。そして、この年月は私たちの持続的な取り組みと成果の表れであると自負しております。

当社は引き続き堅実な成長を遂げています。お客様に世界水準の保険商品とサービスを提供し、優れた価値を提供するというコミットメントの下、業界において確固たる地位を維持しております。ビジネスパートナーの皆様と従業員の努力により、2024年度も素晴らしい業績を収めることができました。このビジネスレポートでは、その結果について詳しくご報告いたします。私から、まず、チャブのグローバルビジネスのハイライトについてお伝えします。

チャブ・グループは昨年、会社の過去最高の成果を収めました。さまざまな機会、不確実性の高まりやリスクに対峙し、好調な保険市場と経済状況を活用することができました。記録的な引受収益、業界をリードするコンバインド・レシオ、そして過去最高の投資収益により、税引前営業利益は二桁の増加となりました。全世界における損害保険料は約10%増加しました。国際的なプレゼンスにより、多様な市場機会を活用することができ、強力な財務パフォーマンスによりステークホルダーの皆様にその価値をご提供することができました。

昨年は日本の事業においても素晴らしい年であり、主要な保険種目全体で顕著な成長を遂げました。2024年度の総収入保険料は4.8%の増加となり、コンバインド・レシオは84.0%と堅調に推移しています。また、ソルベンシー・マージン比率は業界トップレベルの971.0%を維持しており、堅実な財務基盤と保険金支払い能力の十分な高さを示しています。

法人・団体向けビジネス、特に火災保険、賠償責任保険では、戦略的にフォーカスしたことおよびお客様のニーズに積極的にお応えしてきたことによりビジネスを大幅に拡大することができました。個人向けビジネスにおいても堅調なパフォーマンスを示し、傷害保険がその成長とイノベーションをけん引しております。デジタルビジネス、特にオンライン旅行保険分野では顕著な進化と拡大を継続しています。お客様が製品やサービスによりアクセスしやすい環境を構築するため、デジタルプラットフォームを強化するためのテクノロジーに大きく投資しております。このようなデジタルトランスフォーメーションへの注力は、顧客体験を向上させるだけでなく、業務効率と成長を促進していくことでしょう。

日本市場には、当社がさらなる成長を遂げるための大きな機会があると確信しております。市況が進化していく中、私たちはこれらの変化を活用できる立ち位置にあると考えています。日本マーケットに対する深い理解と世界水準の革新的な商品のご提供やキャパシティを組み合わせることで、お客様の多様なニーズに応えることができるのです。日本でのビジネスの拡大に布石を投じながら、さらなる成長を果たしてまいります。

最後になりますが、当社の成長を支えてくださいましたブローカー、代理店、ビジネスパートナーの皆様、そして、従業員に心から感謝申し上げます。2025年、この成功をさらに築き上げていく中で、すべてのステークホルダーの皆様に優れた価値を提供し、今後の会社の発展に尽力してまいります。

引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



Our Culture

私たちのカルチャー

チャブの企業カルチャーは、私たちが何をすべきか、お互いにどのような行動を期待しているか、そして、何を認め、何に報いるのかによって定義されています。

私たちは54の国と地域で暮らし働いている、多様なプロフェッショナルの集団で、優れた保険引受、サービスそして実行をコミットしています。

Can-do(やればできる)の精神で、緻密さと情熱をもって技術を磨き、厳格な基準を自らに課し、違いを認め尊重し、私たちがお約束している最高のサービスをお届けします。

そして、お客様やビジネスパートナーの皆様には最高の成果を提供するため、より良い人材が集まり働き続けることが可能な、高いパフォーマンスを発揮でき、やりがいあるインクルーシブな職場環境を維持してまいります。

私たちは、良いものを築き、社会に奉仕し、

そして世界をより良い場所にするという共通のビジョンを持っています。



Philanthropy & Volunteerism

慈善活動とボランティア活動

チャブはお客様への対応だけでなく、より多くのこと、つまり地域社会に貢献することをめざしています。

従業員が暮らし、働く地域における慈善活動を促進しています。

ボランティア活動、助成金、スポンサーシップ、マッチングギフト、奨学金プログラムなどを通じて、地域社会に貢献してきました。



■ Education [教育]

私たちは、男性、女性、大人、子供などすべての人々がそれぞれの可能性を最大限に発揮できるよう、奨学金やその他の教育プログラムを支援しています。

■ Environment [環境]

私たちは、健全で持続可能な地球環境維持、地域社会のレジリエンス(回復力)の強化、そして気候変動の影響から生物の多様性を守る活動に取り組んでいます。

■ Poverty and Health [貧困と健康]

私たちは、持続可能な経済、健康とウェルネス、災害時の緊急支援を促進するプロジェクトを通じて、個人と地域社会の成長と成功を支援しています。

The Chubb Charitable Foundation

[チャブ慈善財団]

チャブ慈善財団は、世界中の地域社会を支援する意義のある貢献がチャブとチャブの従業員に有意義であると考えています。

マッチングギフトや寄付に焦点を当てたグローバルパートナーシップやボランティア活動などの慈善活動を通じ、測定可能で持続可能な成果をもたらす問題解決に取り組んでいることを明確に定義されたプロジェクトを支援しています。私たちは、私たちが生活し働く各国の人々が生産的かつ健康的な人生を築けるようサポートしています。





Our Workforce

私たちの従業員

従業員一人一人の価値を認め、従業員とともにチャブはより良い会社をめざします。多様で変化し続ける世界で前進していくには、多様なグローバルチームが必要です。さまざまな声色を活かしハーモニーを奏でる合唱団やあらゆる見え方を生み出しダイナミックに反映させる万華鏡のように、すべての人々が重要であり、さまざまな人々がいることで、私たち自身がベストであることができると理解することから始まると考えています。



Climate & Environment

気候変動と環境問題

気候変動は現実になっており、その影響が自然災害の頻度や深刻度の高まりに如実に表れています。気候変動は、海表面温度の上昇を引き起こし、海面上昇や、洪水、干ばつ、冬の嵐、熱波、山火事、ハリケーンの激化といった異常気象の増加につながっています。

チャブのビジネスのひとつは、より頻度が増し深刻化する気象現象を含む自然災害の影響からお客様をお守りする保険および再保険の提供です。

私たちは、気候変動がお客様、従業員、株主、ビジネスパートナー、そして私たちがサービスを提供する地域社会など、あらゆる人々に影響をおよぼすことを認識しています。

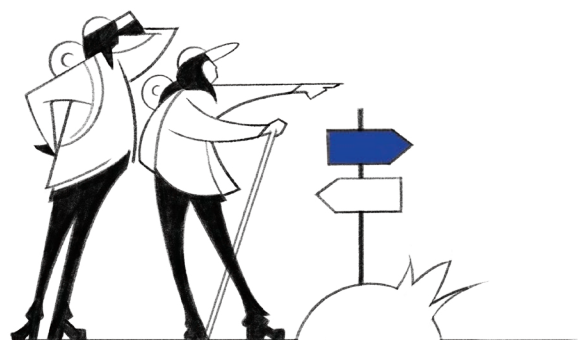


Chubb Rule of Law Fund

チャブ法治基金

チャブは法治の推進と維持に尽力しています。チャブ法治基金 (Chubb Rule of Law Fund) を通じて、法的な機関の構築と強化に焦点を当てた組織や活動を支援しています。

2008年に創設されたこの基金は、当社、従業員、お客様、そして地域社会にとっての法治の重要性を反映しているのです。



Our History

私たちの歴史

今日、チャブ・グループは大手多国籍企業から個人や家族まで、幅広いお客様にサービスを提供する世界有数の保険会社と自負しています。2016年にACE LimitedがChubb Corporationを買収し、現在に至ります。これにより、保険業界の世界的リーダーとなりました。現在、Chubbの名のもとにビジネスを展開する両社は、業界におけるリーダーでありイノベーターとして、豊かな歴史を築いてきました。日本における実績は、外資系損害保険会社として最長の100年を超える歴史を有しています。

1792年

チャブの歴史は1792年にさかのぼります。
投資家たちがフィラデルフィアの独立記念館に集まり、
米国初の株式会社の保険会社である
Insurance Company of North America (INA) を設立しました。

1920年

[日本] AFIAが営業開始
米国の有力保険会社（ホーム保険を含む）が1918年に海外進出のため
設立したAmerican Foreign Insurance Association (AFIA) が
日本へ進出。ホーム保険が日本での営業を開始しました。

1985年

American Casualty Excess Insurance Company Ltd.
and parent ACE Limited 設立
米国保険市場におけるエクセス（上乗せ）賠償責任保険および
役員賠償責任保険の供給不足という危機的状況に対応するため、
1985年、ACE Limitedが設立されました。

1986年

[日本] ホーム保険を含む一部のAFIAメンバー会社が全契約を
シグナ保険会社に包括移転

1999年

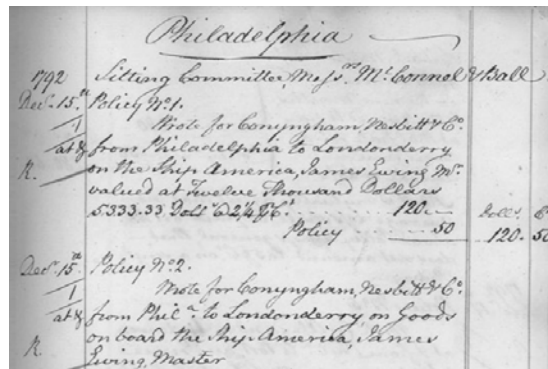
ACE LimitedはCIGNA Corporationの米国内損害保険事業会社
であるINAおよび海外の損害保険事業を買収し、ACEはグロー
バルネットワークを構築するとともにINAの200年以上にわたる
歴史を継承しました。

[日本] シグナ傷害火災保険株式会社からエース損害保険株式会社
へ名称を変更しました。

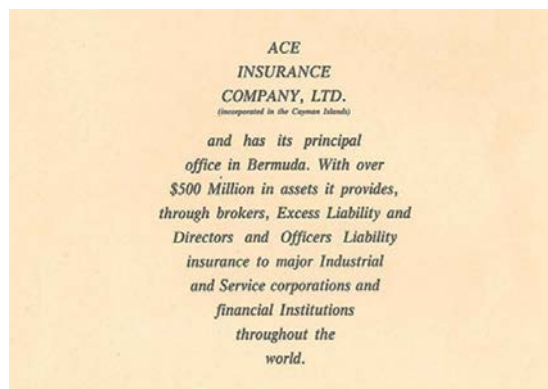
2016年

ACE LimitedがChubb Corporationを買収し、Chubbの名前を
継承することを採択しました。

[日本] エース損害保険株式会社からChubb損害保険株式会社へ
名称を変更しました。



出典：保険年鑑 大正15年度／昭和元年度 乙 外国会社



経営について

■ 会社概要

Chubb損害保険株式会社 概要	8
組織図	10
株主の状況	11
役員および執行役員の状況	12
従業員の状況	13
代表的な経営指標	14
チャブ・グループ&チャブ・リミテッド 概要	18
トピックス	20

■ 会社の運営

内部統制の基本方針	21
コーポレート・ガバナンスの体制	23
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	24
環境問題への取り組みと社会貢献	25
第三分野保険の責任準備金の確認	26
リスク管理	27
社外・社内の監査態勢	31
勧誘方針	32
個人情報保護	33
反社会的勢力に対する基本方針	39
利益相反管理方針	39
お客様本位の業務運営に関する方針	40
お客様の声	41
ディスクロージャー(情報開示)の態勢	44

会社概要

Chubb損害保険株式会社 概要

■ 企業データ

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、多様なお客様に対し企業火災保険、個人火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険等を提供しています。1999年7月、エース・リミテッドによる米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門の買収を始め、2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収。エース・リミテッドがチャブ・リミテッドへと社名変更したことを受け、2016年10月に日本でもチャブの名を冠した社名へと変わりました。チャブ保険はそのチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受ノウハウ、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開等によりお客様のご要望にお応えします。

■ チャブ保険の共通目的

チャブ保険は共通目的“Common Purpose”に基づき、お客様、パートナーである代理店、将来のリーダー社員を対象に以下のミッションを標榜し、その遂行に力を注いでいます。

- 私たちは、お客様が困難に直面した時、お客様に確かな安心と補償を提供します。
- 私たちは、ビジネスパートナーに、次の世代につながる繁栄と成功を約束し、未来につながる信頼を構築します。
- 私たちは、高い基準と倫理観を掲げ、その実践を通じて将来のリーダーを育成します。

正式社名	Chubb損害保険株式会社 略称: チャブ保険 英文社名: Chubb Insurance Japan
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
設立	1996年1月26日(日本法人化)
株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
代表者	代表取締役社長 エドワード・コップ
資本金	50億円(2025年3月現在)
総資産額	602億5,900万円(2025年3月末現在)
元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)	781億1,400万円(2025年3月期)
正味収入保険料	295億9,500万円(2025年3月期)
単体ソルベンシー・ マージン比率	971.0%(2025年3月末現在)
保険財務力格付	スタンダード&プアーズ社 AA- (2025年6月現在)

■ チャブ保険の強み

格付ランク「AA-」と単体ソルベンシー・マージン比率

971.0%の安定した財務基盤をベースに、

お客様の信頼にお応えします

米国格付機関スタンダード&プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および発行体格付ともに信用性の高い「AA-」を獲得。優れた財務基盤に裏づけられた安心をご提供します。

なお、最新の格付情報については、スタンダード&プアーズ社の公式ホームページ(www.spglobal.com/ratings/jp/)またはスタンダード&プアーズ社(電話:03-4550-8000)までお問い合わせください。

また、あらゆるリスクや環境変化への安定した対応をめざし、保険金の支払い能力の強化を推進しています。単体ソルベンシー・マージン比率は、「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされる200%を大きく上回る971.0%。巨大災害や資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危機が発生した場合にも、お客様に確かな安心をお約束します。

54の国と地域で展開するネットワークで

グローバル企業をサポートしています

54の国と地域で展開するチャブ・グループの拠点に加え、パートナー保険会社を含め、約200の国と地域でマルチナショナルプログラムの構築により、さまざまなリスクからグローバル企業をサポートしています。

国内1,800店舗のプロフェッショナルな代理店と 外資系損害保険会社で最長の日本で100年以上の 歴史を有します

チャブ保険のネットワークで結ばれている代理店は、日本国内に1,800店舗。

いずれも専門性に富んだプロフェッショナル集団であり、お客様のニーズにマッチした保険商品やサービスのご紹介、的確なアドバイスで問題解決をめざします。気軽にご相談いただける身近なリスクマネージャーです。

また、国内の外資系保険会社において、全国に34店舗(営業所、サポートセンター含む)の営業ネットワークを持ち、日本での実績は、外資系損害保険会社として最長の100年以上の歴史を有します。

■ チャブ行動規範

当社では倫理行為において組織が各個人に対して期待する基準を明確に定義し、チャブ・グループの一員として日々の活動で進むべき道をチャブ行動規範に指し示しています。

チャブ行動規範には、チャブの文化を実践するために以下の項目が記載されています。

- 誠実さ
- 敬意
- 信頼
- 責任
- スチュワードシップ(責任ある行い)と未来に向けたチャブのコミットメント



■ 子会社について

正式社名	Chubb少額短期保険株式会社 略称: チャブ少額短期保険 英文社名: Chubb SSI Japan
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
設立	2006年10月10日
代表者	代表取締役社長 古川 敏也
資本金	1億5,500万円(2025年3月末現在)
出資比率	100%
主な事業内容	少額短期保険業、およびこれに 付帯関連する業務



株主の状況

基本事項

定時総会開催時期	毎年4月1日から4ヵ月以内
決算期日	毎年3月31日
公告掲載	ホームページ

株式の分布状況・大株主

株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
住所	バミューダ、ハミルトン、ウッドボーン アベニュー17
所有株式数	163千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	100%

■ 資本金の推移

当社は、1996年1月に資本金30億円(授權資本金100億円)にて設立されました。その後、1999年12月23日付で16.5億円、2002年3月27日付で10億円、2003年3月29日付で5億円、2004年3月27日付で7.5億円、2006年3月16日付で5億円の増資を行い、さらに2009年3月23日付で7.5億円の増資を行い、増資後81.5億円の資本金となっております。その後、繰越利益剰余金に振り替えて欠損を解消することを目的に、2018年3月1日付で31.5億円の減資を行い、50億円の資本金となっております。

	増資額 [億円]	減資額 [億円]	増(減)資 後資本金 [億円]	適用
1996年1月26日	—	—	30	設立
1999年12月23日	16.5	—	46.5	第三者 割当による 新株発行

2002年3月27日	10	—	56.5	同上
2003年3月29日	5	—	61.5	同上
2004年3月27日	7.5	—	69	同上
2006年3月16日	5	—	74	同上
2009年3月23日	7.5	—	81.5	同上
2018年3月1日	—	31.5	50	減資

■ 株主総会の状況

● 臨時株主総会

2025年1月28日付 臨時株主総会

[決議事項]

第1号議案 新取締役選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

● 第30回定時株主総会

第30回定時株主総会は、2025年6月27日(金)当社本店会議室において行われました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

[報告事項]

- 第30期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につき報告の件
 - 第30期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)に係る事業報告の内容につき報告の件
- 上記内容について報告しました。

[決議事項]

第1号議案 取締役の再選の件

第2号議案 剰余金の配当の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

役員および執行役員の状況

代表取締役社長 ファー・イースト リージョナル・プレジデント	エドワード・コップ	Edward Kopp
取締役 兼 チーフ・ディストリビューション・オフィサー (CDO)	佐々木 寿彦	Hisahiko Sasaki
取締役 (A&H担当) ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント	高橋 和人	Kazuhito Takahashi
取締役 兼 法務・コンプライアンス・渉外本部長	佐野 佳男	Yoshio Sano
取締役 兼 人事部長 兼 マーケティング&コミュニケーション部長	相野 貴信	Yoshinobu Aino
取締役 兼 チーフ・オペレーション・オフィサー (COO) 兼 チーフ・インフォメーション・オフィサー (CIO) 兼 オペレーションズ&テクノロジー統括本部長	仲村渠 クリスティアン	Christian Nakandakari
取締役 兼 CFO	高橋 寛人	Hiroto Takahashi
取締役 兼 経営企画・トランスフォーメーション本部長	岡野 英明	Hideaki Okano
執行役員 兼 営業統括本部長	矢野 悟	Satoru Yano
執行役員 兼 P&C本部長	林 健琪	Jianqi Lin
執行役員 兼 損害サービス本部長	早坂 顕	Akira Hayasaka

■ 監査役・会計監査人の状況

常勤監査役 (社外)	西川 伸起	Nobuki Nishikawa
社外監査役	上野 達夫	Tatsuo Ueno
社外監査役	金子 太妥志	Tadashi Kaneko
会計監査人	PwC Japan 有限責任監査法人	

従業員の状況

2025年3月31日現在

	男性	女性	総平均
平均年齢	46.2歳	46.8歳	46.5歳
平均勤続年数	11.4年	8.4年	10.0年
平均給与月額	696,787円	455,444円	583,725円
従業員数	354名	312名	666名
従業員割合	53%	47%	—

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者を含んでおりません。
 2. 平均給与月額は2025年3月の税込定例給与であり、賞与・時間外手当等を含んでおりません。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位までを表示しております。

2024年採用者数

採用者総数	新卒採用者数	中途採用者数	中途採用率
57名	9名	48名	84%

(注) 正規従業員の採用者数となります。
 対象期間: 2023年12月1日～2024年11月30日入社

男女の賃金格差

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金割合
全労働者	64.9%
正社員	71.7%
契約社員・パート社員	61.7%

(注) 対象期間: 2024年4月1日～2025年3月31日
 小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示
 賃金: 通勤手当等を除く

社員研修制度

損害保険事業を通じて広く社会に貢献するという当社の企業理念を理解し、その達成のためにスピード、柔軟性、機敏性を基盤とする当社の企業文化を担うプロフェッショナルな人材の育成と社員の能力開発に努め、組織の活性化を図ることを目的として進めております。

そのため新入社員研修、自身のニーズに合わせて受講選択できる「ビジネススキル研修」、多様なコンテンツを場所・時間を問わず受講可能な「eラーニング」、各専門部が実施する専門知識・能力の育成・強化を目的とする「業務研修」、自己啓発を含めた「各種通学・通信研修・社外講座受講」に加え、顧客体験向上を実現するための各種スキル研修、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン促進のための研修、英語研修等を組み合わせて実施しております。

また自己啓発をサポートするための補助も提供しています。

福利厚生

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

- 確定拠出年金制度
- Chubb 持株優遇制度
- 所得補償保険制度
- 慶弔金・災害見舞金支給制度
- 人間ドック補助制度
- 財形貯蓄制度
- 保険料補助制度
- 福利厚生代行サービス
- 総合福祉団体定期保険
- 永年勤続者表彰
- 従業員支援プログラム
- Thanks Cardプログラム
- ベビーシッター割引補助サポート

代表的な経営指標

単位：百万円（ ）は対前期増減率

	2022年度	2023年度	2024年度
正味収入保険料 *1	26,105 (8.0%)	27,600 (5.7%)	29,595 (7.2%)
保険引受利益 *2	4,348 (2.0%)	4,458 (2.5%)	2,272 (△49.0%)
経常利益 *3	4,747 (10.2%)	4,714 (△0.7%)	2,371 (△49.7%)
当期純利益 *4	3,212 (11.0%)	3,178 (△1.0%)	1,620 (△49.0%)
正味損害率 *5	42.4%	36.5%	34.5%
正味事業費率 *6	48.7%	51.4%	49.5%
純資産額 *7	12,331	13,147	12,339
総資産額 *8	58,024	58,922	60,259
その他有価証券評価差額金 *9	422	610	681
単体ソルベンシー・マージン比率 *10	1,105.6%	1,017.5%	971.0%

(注)

*1 正味収入保険料 …元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

*2 保険引受利益 …… 保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支（その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。）

*3 経常利益 …… 通常の会社の事業（保険引受・資産運用等）から発生する取引を経常取引といい、それらの取引の集計の結果計算された利益をいいます。

*4 当期純利益 …… 上記経常利益に特別損益を加算し、法人税および住民税と法人税等調整額を控除した利益をいいます。

*5 正味損害率 …… 保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

*6 正味事業費率 …… 事業費の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。保険引受に係る正味事業費÷正味収入保険料

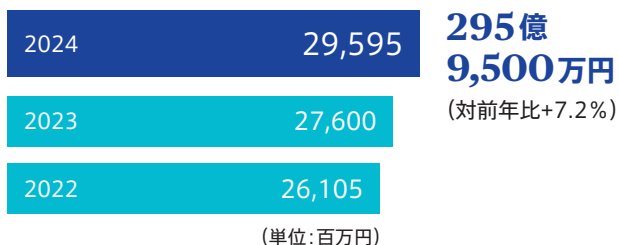
*7 純資産額 …… 総資産から会社の負債の部の合計額を控除したものです。純資産の部合計の数値と一致します。

*8 総資産額 …… 会社の貸借対照表上の資産の総額をいいます。

*9 その他有価証券評価差額金 …… 金融商品会計適用により会社が所有する有価証券のうちその他有価証券については貸借対照表の表示が時価表示となっています。その時価と会社帳簿価額の差額（未実現損益）から税相当額を控除した純額を貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

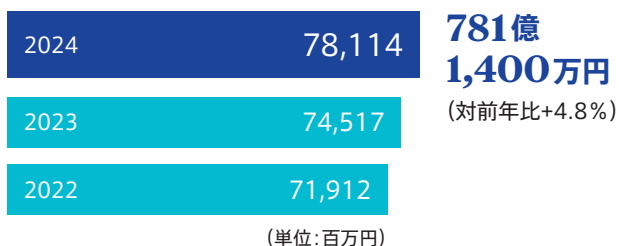
*10 単体ソルベンシー・マージン比率 …… 巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する資本金・準備金等の支払い余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

■ 正味収入保険料



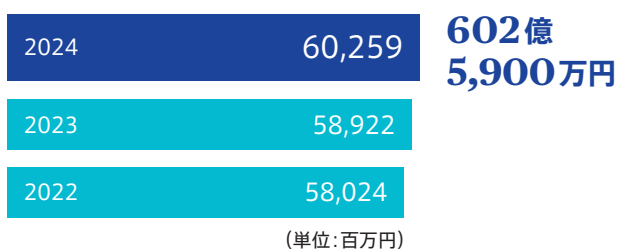
元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

■ 元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)



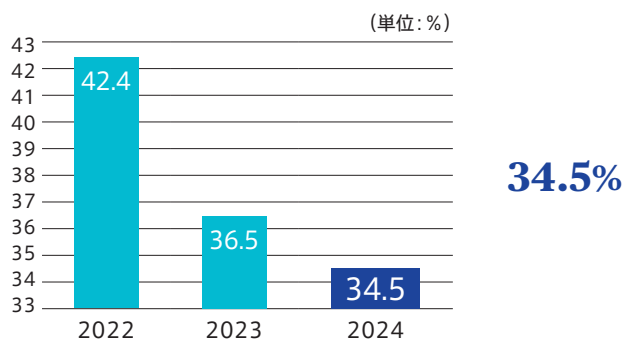
元受収入保険料(グロス)から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。

■ 総資産額



損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の資産の部の合計です。

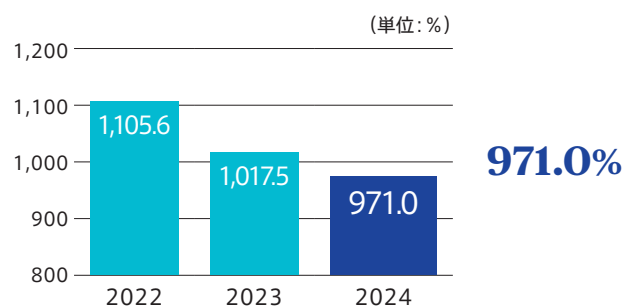
■ 正味損害率



保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$

■ 単体ソルベンシー・マージン比率



巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する資本金・準備金等の支払い余力の割合を示す指標です。

行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

■ 2024年度 事業報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

[1] 事業の経過および成果等

当決算期における日本経済は、雇用・所得環境の改善、政府の経済政策の効果により景気の緩やかな回復傾向がみられました。また海外経済についても、各国の通商政策等の影響を受けて一部に弱めの動きもみられますが、総じてみれば緩やかに成長しています。

先行きについては、賃上げへの期待がある一方、従前からの物価上昇の影響に加え、通商政策など米国の政策動向による国内景気への影響が懸念されます。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況は、経常利益が23億7千1百万円、当期純利益は16億2千万円となりました。なお、スタンダード&ブアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および長期カウンターパーティー格付ともに「AA-/アウトルック:安定的」を獲得しております。

[2] 当期中における元受保険契約、再保険契約、正味事業成績の概況

1. 元受保険契約の概況

当期中に計上した収入積立保険料を除く元受正味保険料は781億1千4百万円であり、その内訳は火災保険277億7百万円、海上保険11億2千9百万円、運送保険5億8千6百万円、傷害保険170億9千6百万円、自動車保険68億9千5百万円、自動車損害賠償責任保険1億3千7百万円、その他の保険245億6千万円となっております。

また、当期中に計上した元受正味保険金は196億9千8百万円であり、損害率は25.2%となっております。その内訳は、火災保険56億7千3百万円、海上保険1億5千7百万円、運送保険8千4百万円、傷害保険45億4千4百万円、自動車保険32億1千2百万円、自動車損害賠償責任保険2億8百万円、その他の保険58億1千6百万円となっております。

2. 再保険契約の概況

当期中に計上した出再保険契約は支払再保険料527億1千3百万円、回収再保険金121億9千5百万円、再保険手数料209億6百万円となっております。また、受再保険契約は受再正味保険料41億9千4百万円、受再正味保険金13億1千万円、受再保険手数料13億6千2百万円となっております。

3. 正味事業成績の概況

当期中に計上した正味収入保険料は295億9千5百万円であり、7.2%の増収となっております。その内訳は、火災保険50億9千2百万円、海上保険2億3千2百万円、運送保険8千9百万円、傷害保険95億9千5百万円、自動車保険33億6千8百万円、自動車損害賠償責任保険3億2千8百万円、その他の保険108億8千8百万円となっております。

当期中に計上した正味支払保険金と損害調査費の合計額は102億3百万円であり、損害率は34.5%となっております。

当期中に計上した保険引受に係る事業費の合計額は146億4千8百万円であり、事業費率は49.5%となっております。

[3] 当期における損益の概況、資産運用状況

経常収益は保険引受収益が296億6千6百万円、資産運用収益が4千8百万円、その他経常収益が3億6百万円となり合計300億2千1百万円を計上いたしました。

一方、経常費用は保険引受費用が138億6千8百万円、資産運用費用が1百万円、営業費および一般管理費が137億5千万円、その他経常費用が2千9百万円、合計276億5千万円を計上しました。この結果、経常利益が23億7千1百万円となっております。

経常利益に価格変動準備金の繰入額8百万円の特別損失を計上した税引前当期純利益に対し、法人税等7億4千2百万円を控除し、当期純利益は16億2千万円となりました。

なお、当期末における総資産は602億5千9百万円、このうち運用資産は457億3千7百万円となっております。資産運用に関しましては、利息および配当金収入は1億6百万円となり、積立保険料等運用益振替△5千8百万円を加減した結果、4千8百万円の資産運用収益を計上いたしました。

[4] 会社が対処すべき課題

近年の世界情勢はますます複雑化し、経済的変動、気候変動、持続可能性、パンデミックといったさまざまな課題が浮上しています。特に気候変動は、自然災害の頻発やその影響が広がる中で多くの国々や企業に重大なリスクをもたらしています。

チャブ・グループとしては世界情勢の変化に注視し、さまざまなリスクに対応しながら、収益性、成長性、健全性を兼ね備えた保険会社としてお客様のために最善の努力を行ってまいります。

日本の損害保険業においてはこれらの課題に加え、コンプライアンス体制をより一層整備することが急務となっていると認識しています。

当社では引き続き契約者保護の観点から法律や規制を遵守するとともに、コンプライアンスのプロセスを見直し、お客様の信頼を回復するために透明性のある保険サービスの提供に努めてまいります。

また、お客様の期待に応えるべく、利便性の向上、迅速なサービスや保険商品の開発に向けて努力してまいります。

■ 不良債権の状況について

① リスク管理債権の状況

2024年度末でリスク管理債権に該当するものではありません。

＊リスク管理債権とは貸付金等の中で、正常でない債権を指し破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の分類があります。(各債権の意義は「経理の状況」の「リスク管理債権の状況」のページをご参照ください。)

② 資産自己査定状況

毎決算期末に保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳの4段階に分類を行い、資産の不良化によってどの程度の危険にさらされているかを判定しております。

2024年度の資産査定結果は下記のとおりであり、10百万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅰ分類(非分類)	60,223百万円
Ⅱ分類	41百万円
Ⅲ分類	0百万円
Ⅳ分類	5百万円
合計	60,269百万円

■ 財務諸表に関する社長表明

当社は財務諸表作成に係る内部監査態勢の構築と維持について責任を有していることを認識しています。

当社の財務諸表は、上記内部監査のもと、日本の会計原則に従って作成されており、会計監査人から適法である旨の報告を得ています。

本職は、当社の財務諸表作成に係る内部監査の有効性および財務諸表の適正性を確認しております。

Chubb損害保険株式会社
代表取締役社長
エドワード・コップ



チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要

チャブ・グループは、54の国と地域で事業を展開し40,000名を超える従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。多様なお客様に対して企業火災保険、個人火災保険、新種保険、個人傷害保険、医療保険、再保険および生命保険を提供しています。

1985年の設立以来、戦略的な企業買収と経営の多角化により急成長を遂げ、1999年7月には米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門を買収。2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収し、チャブ・リミテッドへ社名変更しました。

豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えしています。

チャブ・リミテッド企業データ

正式社名	チャブ・リミテッド Chubb Limited
本社所在地	スイス チューリッヒ Bärengasse 32, CH-8001 Zürich, Switzerland
設立	1985年8月29日
会長 兼 CEO	エバン・グリーンバーグ Evan G. Greenberg
上場株式市場	ニューヨーク株式市場 (NYSE : CB)
総資産額	2,465億ドル (2024年12月末現在)
収入保険料	620億ドル (2024年12月期)
正味収入保険料	514億ドル (2024年12月期)
保険財務力格付	スタンダード&プアーズ社 AA (2025年6月現在) Chubb Group's core operating companies
チャブ・グループ ホームページ	https://about.chubb.com/

■ 代表的な経営指標

チャブ・リミテッド総資産額

2024	246,548
------	---------

2023	230,682
------	---------

(単位:100万米ドル)

チャブ・リミテッド収入保険料

2024	62,003
------	--------

2023	57,526
------	--------

(単位:100万米ドル)

チャブ・リミテッド正味収入保険料

2024	51,468
------	--------

2023	47,361
------	--------

(単位:100万米ドル)

■ 保険財務力格付

(Chubb Group 主要グループ会社)

2025年6月30日現在

格付機関	保険財務力格付
スタンダード&プアーズ社	AA (アウトルック:安定的)
A.M.ベスト社	A++ (ステイブル)

■ チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革

2022	シグナのアジア太平洋地域とトルコの生命保険、傷害疾病保険事業を買収
2020	チャブ保険は日本で100周年
2016	エース保険から「Chubb損害保険株式会社」(略称:チャブ保険)へ社名を変更
2016	エース・リミテッドがチャブ・コーポレーションを買収し、世界最大級の損害保険会社へ
2008	エース・リミテッド、本店登記地をスイス、チューリッヒへ移転
2006	エース保険100%子会社、「エース少額短期保険株式会社」(現:Chubb少額短期保険株式会社)を設立
1999	「シグナ傷害火災保険株式会社」は、「エース損害保険株式会社」(エース保険)へ社名を変更
1999	エース・リミテッド、シグナ・コーポレーションの全世界の損害保険事業部門を取得
1996	「シグナ傷害火災保険株式会社」を設立
1993	エース・リミテッド、ニューヨーク証券取引所に上場
1986	INAおよび一部のAFIAメンバー会社が全契約をシグナ保険会社に包括移転
1985	「シグナ保険会社」が日本で保険引受認可取得
1985	エース・リミテッド、GE、IBMなど優良大手企業34社の自家保険専門会社として設立
1982	INAコーポレーションとコネチカット・コーポレーションが合併、シグナ・コーポレーションが誕生
1967	チャブ・コーポレーションを設立
1950	INAが日本で保険引受認可取得
1920	AFIAが横浜で営業開始 ※チャブ保険の前身、日本での営業を開始
1882	トーマス・コールドコット・チャブと彼の息子パーシーが、ニューヨークにて「Chubb & Son」を設立
1808	INA、米国で初めて保険代理店を設置 米国の保険代理店制度の基礎となる
1803	INAは、日本と海外を往来する船舶の海上リスクを補償
1792	米国最古の株式組織の海上保険会社 「Insurance Company of North America」(INA)が誕生

トピックス

■ 主要な活動等

2024年9月 日本におけるDive In フェスティバル 2024に参加

世界で同時開催されたDive Inフェスティバルの運営グループとして参加しました。2024年度は、"A Sustainable Future : The Next 10 Years (持続可能な社会の実現に向けて一次の10年への課題)"をテーマに行われ、チャブ保険は、マーシュジャパン、HDI保険会社とともに「仕事と介護の両立」と題してセッションを行いました。

2024年11月「チャブ保険カップ争奪」 第55回静岡県父親ソフトボール大会を開催

2024年11月、55回目となるNPO法人静岡県ソフトボール協会、静岡新聞社・静岡放送の主催による「チャブ保険カップ争奪」第55回静岡県父親ソフトボール大会が浜松市浜北天竜川運動公園にて、32チームが参加し開催されました。



2024年11月～2025年4月 岐阜、静岡、浜松、東京、横浜の5ヵ所で クラシックカーイベントに参加

全国のクラシックカー関連のイベント「いび川クラシックカーミーティング」、「静岡カーフェスティバル」、「ジャパンミニデイin 浜名湖」、「Coppa Di Tokyo」、「ノスタルディック2Days」に参加し、多くのクラシックカー愛好家の皆さんにChubbのクラシックカー保険をアピールしました。



■ 役員人事

- 2025年2月1日付で取締役 兼 経営企画・トランスフォーメーション本部長に岡野 英明が就任しました
- 2025年6月28日付で執行役員 兼 損害サービス本部長に早坂 顕が就任しました

■ ニュースリリース

2024年11月～2025年2月 株式会社ジャンボツアーズ、スプリング・ジャパン株式会社、株式会社エアトリにおいて「旅のキャンセル保険」の販売を開始

株式会社ジャンボツアーズ、スプリング・ジャパン株式会社、株式会社エアトリの各社が運営するツアー販売サイトにおいて、航空券代金を限度に15項目の突発的な事由でやむを得ず旅行をキャンセルした際に発生したキャンセル料の実費を補償し、航空券と同時に購入することができる「旅のキャンセル保険」の販売を開始しました。

■ 地震保険の普及と啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し生活の安定に寄与する役割を担っています。

2023年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取り組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



会社の運営

金融市場のさらなる自由化、損害保険会社としての自己責任に基づく健全で適切な企業経営のためには、保険業法などの各種法令等遵守、保険会社経営を取り巻く各種リスクへの適切な対応・管理体制がますます重要になっています。当社はこのような認識のもと、以下のような対策を進めています。

内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「業務の適正を確保する体制」の整備に係る基本方針を決定しております。当社は、本方針に従って継続的に内部統制システムの整備を進め、これを適切に運用してまいります。

[1] 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、これに基づき毎年取締役会の承認のもとにコンプライアンスプログラムを策定する。また、3ヵ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の問題点の把握と解決に努める。コンプライアンス委員会は必要事項を取締役に報告する。
- (2) 当社は、内部監査に関する規程を制定し、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
- (3) 当社の従業員がコンプライアンス上の問題を把握した場合は、これを内部通報システムのChubb倫理ヘルプラインに通報する。

[2] 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る情報については、文書保存基準(文書保存一覧を含む)および「文書類の保存期間に係る法的基準について」に基づいてその保存媒体に応じ適切に保存・管理する体制を構築する。これを規定に基づいて必要な期間閲覧可能な状態で維持する。文書保存一覧は適宜アップデートを行う。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理の基礎とする「統合的リスク管理基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理態勢を整備する。
- (2) 取締役会直属機関として統合的リスク管理委員会を設置する。同委員会は3ヵ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (3) 各種リスクを全体的視点から把握、監督する統合的リスク管理委員会は、上記(1)記載の「統合的リスク管理基本

方針」に定めるリスクに関連する各委員会および各リスク管理部会により構成される。

- (4) 統合的リスク管理委員会および各部署の運営については、内部監査部がプロセスチェックを行い、取締役会へ結果報告を行う。
- (5) 統合的リスク管理委員会の活動は定期的に取り締役に報告する。

[4] 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について執行決定を行う。
- (2) 取締役会の承認決議を効率的かつタイムリーに行うために、取締役会に書面決議制度を導入する。
- (3) 取締役会に基づく業務執行については、役員業務分掌および職務記述書を適宜アップデートし、また組織規程を策定して、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

[5] 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) チャブ・グループにおける業務の適正を確保するため、チャブ・グループすべてに適用される行動指針として策定されるChubb Code of Conductを取締役、執行役員および従業員に遵守させる。事業年度ごとに取締役、執行役員および従業員にChubb Code of Conductの宣誓書を提出させる。
- (2) 親会社とともに、SOX法に準拠して業務の適正を確保するための措置を構築する。
- (3) 上記[1](3)記載のとおり、チャブ・グループにはChubb倫理ヘルプラインが設置されており、親会社の不正があった場合には、これに通報するシステムを構築する。
- (4) 子会社(Chubb少額短期保険株式会社)とは「関係会社管理方針」に基づき連携して業務の適正を確保する。
- (5) 子会社の従業員も上記[1](3)記載のChubb倫理ヘルプラインの利用対象者とし、当社から子会社に対する不正行為をけん制する体制を確保する。

[6] 監査役の職務を補助すべき職員の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定し、取締役および執行役員からの独立を確保するものとする。
- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。
- (3) 監査役補助者は、監査役補助者としての職務遂行の範囲においては、取締役等および従業員の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

[7] 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、財務部門およびその他内部統制機能を所管する部署は、内部統制システムの構築・運用状況について、監査役に報告する。
- (3) 内部通報システムによる通報の状況については、必要に応じてこれを監査役に報告する。
- (4) 取締役、執行役員および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- (5) 当社は、子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務遂行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した時に、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (6) 当社は、当社および子会社において監査役に上記(5)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

[8] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認める時は追加内部監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等の説明を受け意見交換を行う。また、監査役は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、その独立性について会計監査人から通知を受ける。
- (3) 監査役は、当社内の各種委員会等に出席することができる。
- (4) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した時を除き、これを支払うものとする。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、契約者の皆様に多様なリスクに対する備えを提供することを通じて保険会社としての社会的使命を果たしたいと考えております。

そのために健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを通じて、適切な業務運営の実現を達成すべく各種業務に取り組んでまいります。

- 取締役会は8名の社内取締役より構成され、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、適正な経営判断を行う態勢を構築しています。
- 監査役会は常勤1名を含む社外監査役3名から構成され、原則として毎月1回監査役会を開催しています。監査役は取締役会に出席する他、常勤監査役が内部統制、リスク管理等に関わる重要な会議に出席する等、適切なガバナンス・監査の実効性が確保される態勢を構築しています。

- 上記の他、会社運営を取り巻くリスク等に全社的に取り組むためにコンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等の各種委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化、リスク管理の強化・拡充に取り組んでいます。
- また以下の2つの委員会を設置して、さらなる業務改善に尽力してまいります。

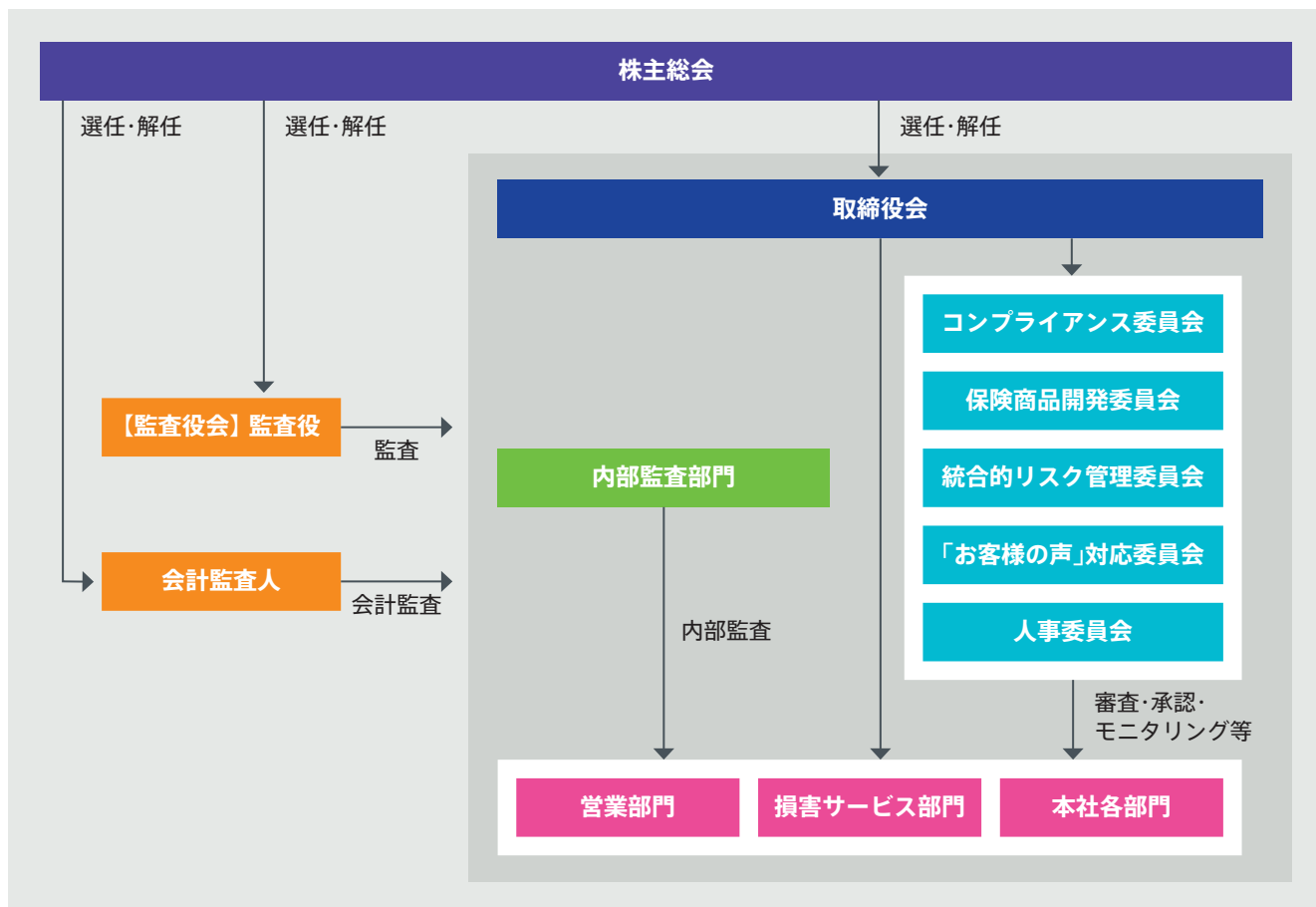
(1) 保険商品開発委員会

保険商品の開発・改定等につき、関連する部門(商品所管部門、損害サービス部門、システム部門、事務管理部門等)が連携し、多面的に協議して新商品等を開発するための委員会です。

(2) 「お客様の声」対応委員会

各種窓口寄せられる「お客様の声」をより有機的に分類・分析し、お客様の視点に立ってすべての業務を見直し改善するための委員会です。業務の改善がお客様に対するサービスの向上につながるよう努めてまいります。

■ 経営組織の概要



コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当社は、すべての業務分野においてコンプライアンスを徹底し、健全かつ適切な業務運営を行い、保険契約者および社会の期待と信頼に応えるべく努めています。具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンスの統括部署であるコンプライアンス統括部を設置するとともに、本社および各支店の責任者をコンプライアンス責任者に任命し、定期的なコンプライアンス・ミーティングの開催や、年度ごとのコンプライアンス・プログラムの実施等を通じて、コンプライアンスの推進に全社一丸となって取り組んでいます。



● コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進の観点から設置され、コンプライアンスに係る方針、施策、組織体制、推進計画等、重要な事項について協議し、対応確認を実施しています。

● コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する全社的な業務運営を統括し、推進計画等の立案、実施、進捗管理、情報の収集と伝達を行うとともに、コンプライアンス・リスク管理状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス委員会の事務局を務めます。

● コンプライアンス推進担当者

各担当部門内におけるコンプライアンス・リスク管理に係る実務全般を担当します。

● コンプライアンス・マニュアル

当社のコンプライアンス推進体制、行動規範、遵守すべき各種法令等に関する説明が記載されており、全社員がいつでも参照できるようにしています。

● コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを推進するため、規程の整備、役職員の研修計画などの具体的な実践計画を定めたもので、取締役会の承認のもと年度ごとに策定しています。
進捗状況はコンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス委員会および取締役会に報告されています。

● Chubb倫理ヘルプライン

当社で働く者は、すべての法令・社内規則等を遵守し高い倫理観をもって、各自の業務を遂行することが求められています。法令違反や不正行為に関する内部通報制度として、「Chubb倫理ヘルプライン」を設置しています。
また、Chubb倫理ヘルプラインの受付窓口を就業時間外でも利用できるようにするとともに、通報の機密性と通報者の保護を強化しています。

環境問題への取り組みと社会貢献

チャブ・グループは、お客様の環境リスク管理を支援するソリューションを提供することと、自社の環境への影響を軽減することで、環境問題に意義のある貢献をしております。

● 気候変動への取り組み

チャブ・グループの気候変動リスクに対する取り組みは、事業の中核である保険引受業務に重点を置いています。持続可能で地球環境に配慮したエネルギーシステムへの移行のためには新たな低炭素エネルギーの開発と運用が不可欠です。チャブはその開発や運用のリスクを保険転嫁するソリューションを提供しております。

● 温室効果ガス(GHG)排出量の指標と目標

チャブは2021年末時点でGHG排出量を2016年の基準値と比較して49%削減し、スコープ1(自社が直接排出するGHG)およびスコープ2(自社が間接排出するGHG)の目標を、不動産ポートフォリオの最適化、エネルギー効率化プロジェクト、再生可能電力の購入などにより達成しました。



● 2024年度のGHG排出量

チャブはカーボンオフセットの購入を避け、事業効率化への投資と再生可能エネルギーがリーズナブルな価格で購入可能なすべての国において再生可能エネルギーの購入を優先することをめざしており、2024年度のGHG排出量は次のとおりとなりました。

GHG排出量指標	指標の定義	排出量
スコープ1	不動産や輸送手段などによる直接排出	282.5億トン
	購入した電力による間接排出(マーケット基準)	76.4億トン
スコープ2	購入した電力による間接排出(ロケーション基準)	590.9億トン
	鉄道や飛行機による出張での排出	457.3億トン

● コーポレートシチズンシップ

チャブでは、良き企業市民として、どのように保険の専門業務を实践し、どのようにお客様へサービスを協力して提供し、どのように互いに接し、どのように地域社会と地球にとってより良い世界を実現するために働くか、ということの中核にしています。

- 気候変動の現実を認識し、ビジネス全体で対応
- 革新的な保険商品とリスクエンジニアリング・ソリューションにより、顧客の環境リスクを管理
- 世界中の環境回復プロジェクトを支援
- 慈善活動を通じて生物の多様性を保護し、土地を保全
- 自社事業における環境フットプリントの削減



第三分野保険の責任準備金の確認

■ 責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

第三分野保険は一般の損害保険とは異なったリスクの特性を有しております。当社では、第三分野保険の責任準備金について積み立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

● 第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの実施・検証

法令等に則り保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、現行の責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行い、必要に応じ危険準備金を積み立てます。ストレス・テストの結果、法令等に定める基準に該当した場合には負債十分性テストを実施し、さらなる追加責任準備金の要否を確認します。

● 保険計理人による確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストが適正に行われていることを検証すると同時に、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積み立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

■ ストレス・テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性の確保

第三分野保険におけるストレス・テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の99%をカバーするものです。

当社では、危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

● 過去の保険事故発生率実績の活用

当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険種目ごとに、過去の保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

● 危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しては、数理部が算出したうえで、当該部署とは独立した内部監査部が検証を行い、保険引受リスク部会へ報告する体制としています。

■ ストレス・テストの結果(2024年度末決算期)

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険種目の一部において、ストレス・テストに基づく危険準備金を471万1千円積み立てております。また、負債十分性テストを実施しましたが、その結果追加の責任準備金は必要がないことを確認しました。





リスク管理

昨今の損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。そうした状況に的確に対応し、ビジネス目標の達成や企業としてステークホルダーへの義務・責任を遂行することが重要であると認識しています。

当社のハイレベルなビジネス目標は、

- a. 目標パフォーマンスの達成
- b. 資本十分性の維持
- c. 流動性の維持
- d. フランチャイズ・バリューの保護

の4つであり、「統合的リスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)」として、それらのビジネス目標に影響をおよぼす可能性のあるリスクを認識、評価、そして軽減するプロセスを実施しています。当社は、統合的リスク管理を行うことで、経営の健全性および安定的な収益の向上に努めています。

■ リスク管理の基本方針

チャブ・グループで一貫した「ERMフレームワーク」を日本におけるビジネスに合致するようカスタマイズして策定し、「ERMフレームワーク」に沿った「統合的リスク管理基本方針」を定め、リスク管理を行っています。

■ リスク管理の体制

当社では、「ERMフレームワーク」および「統合的リスク管理基本方針」に基づくリスク管理態勢の強化およびリスク管理手法を協議・検討し、かつ全体的視点からリスク管理を監督する「統合的リスク管理委員会」を設置しています。取締役会は同委員会から定期的な報告を受けます。

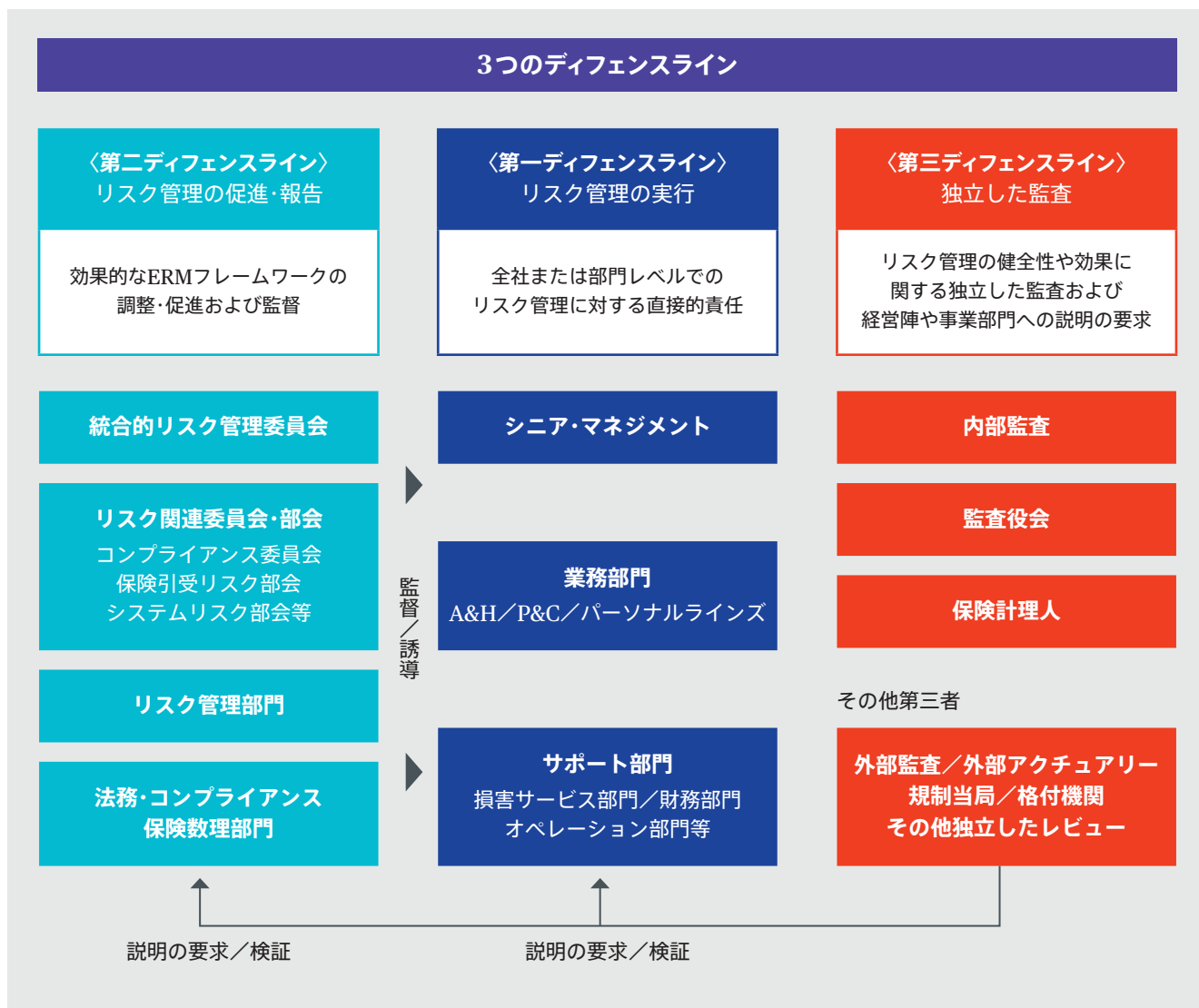
また、会社全体としてリスク管理を適切に行うため、日々のリスク管理、その監督、そして独立した監査の3つの異なった形態で構成されるリスクガバナンス構造である「3つのディフェンスライン」体制の下、リスク管理を継続的かつ一貫して行っています。

業務部門やサポート部門が担う第一ディフェンスラインは、日々の業務におけるリスクのコントロールの発案およびその実行を含むリスクの認識および管理を行います。

第二ディフェンスラインは、第一ディフェンスラインへの助言や専門知識の提供、リスク管理活動の促進に加えて、第一ディフェンスラインによるコントロールの発案および実行に対する継続的なモニタリングおよび説明の要求を行います。

第三ディフェンスラインは、第一および第二ディフェンスラインで実施するリスク管理の有効性に対して、独立した監査を行います。

■ リスク管理体制



■ 統合的リスク管理の主な取り組み

日々の業務においてリスク管理を実行することに加えて、会社全体として多様なリスクを網羅的に把握・評価し、そして軽減すること、また保険契約者への迅速な保険金支払いを含むステークホルダーへの義務・責任を遂行するために必要な資本および流動性を確保しているか検証することを目的として、定量・定性の両面から下記を例とする当社全体のリスク状況を管理する統合的リスク管理を行っています。

● 定量的な管理

ソルベンシー・マージン比率による財務の健全性の確認に加えて、チャプ・グループで使用する内部モデルを当社においても活用して、保険引受リスクや資産運用リスク等を計測し、保有すべき資本額を評価して、資本の十分性を検証しています。加えて、自然災害や急激な金利上昇等、実現可能性がある一方で、実現すると深刻な影響をおよぼすであろうさまざまなシナリオを用いて、流動性と資本の両方の観点からストレステストを実施しています。破産状態を含む当社の収益や資本を毀損するシナリオまたは環境がどういったものなのかを認識するためのリバース・ストレステストも同時に実施しています。

● 定性的な管理

当社にとって重大な影響をおよぼす可能性のあるリスクとその対応状況について網羅的にまとめたリスクレジスターによる一元管理を行っています。「現時点においてはどの程度当社への影響があるかわからない、もしくは仮に特定されていたとしても、ここ数年間はすべてが顕在化されず、部分的な影響しか認識されてこなかったエクスポージャー」をエマージングリスクと定義し、現時点ではリスクレジスターに含まれていないエマージングリスクに関しても、統合的リスク管理委員会や取締役会などの場で話し合い、その結果如何によっては当該エマージングリスクをリスクレジスターに登録し管理を行うこともあります。

また、毎年、経営計画に影響をおよぼす可能性のある優先して管理すべきリスクも明確にしています。加えて、重要リスク指標をまとめた一覧表を使用して、主要なリスクに対するエクスポージャーの状況把握に努めています。社内外監査による指摘事項に対する取り組み状況等のモニタリングも、統合的リスク管理委員会において実施しています。



■ 主要なリスクとその管理

当社にとって主要なリスクとして以下の11のリスクを特定し、各種リスクについて個別に「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」の中で、リスクアペタイト(リスク選好)も明確にしています。当社は、保険引受リスクを主な収益の源泉としてコントロールすべきリスクと認識する一方、その他のリスクに関しては、リスクの発現防止および軽減を図っています。これらのリスクを適切に管理するため、統合的リスク管理委員会の下部組織として、「保険引受リスク部会」「資産運用リスク部会」「事務リスク部会」「システムリスク部会」および「災害リスク部会」の5つのリスク関連部会を設置しています。また、統合的リスク管理委員会は、コンプライアンス委員会、人事委員会および保険商品開発委員会から、各委員会に関連するリスクに関して適宜報告を受けています。

1. 保険引受リスク

当社の資本もしくはソルベンシーに影響を与えるような許容範囲を超える損失をもたらしかねない保険引受や過少な保険料による保険の販売によって生じる潜在的リスクをいいます。主な要因は、保険契約における実際にかかるコストが料率算定時や引受時には未確定であることです。その他、支払う保険金額の変動、再保険の効果的な活用、の失敗、引き受けたリスクの管理不備、エクスポージャーや引受能力の評価ミス等からも生じます。

2. リザービング・リスク

保険負債または必要なリザービングの推計における不確実性により生じる潜在的なリスクをいいます。この不確実性は、保険負債評価の不確実性であり、将来の保険金支払いのタイミングと金額の両方の不確実性です。具体的には、既発生損害の支払見込額の増加またはIBNR(既発生未報告損害に対するリザービング)の不足が挙げられます。

3. 資産運用リスク

運用資産ポートフォリオが市場リスク(金利リスクや為替リスクを含む)、流動性リスクおよび信用リスクによって、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。信用リスク、流動性リスクおよびALMリスクとは別にそれぞれリスク管理規程を定めています。

4. 信用リスク

クレジットに関連した価格変動やカウンターパーティーの格下げまたはデフォルトに起因する、当社の資本を毀損する潜在的リスクをいいます。主な要因は、保有する債券を発行する会社の破綻や格下げによる資産価値の下落、再保険取引から生じる再保険回収リスクおよび日々のオペレーションから生じるカウンターパーティーリスクが挙げられます。

5. 流動性リスク

保険契約者または一般債権者に対する債務に対し、定められたタイミングで支払いを行うことができない潜在的リスクをいいます。主な要因は、不確実な支払期日と債務額の変動によりキャッシュバランスが不十分であることが挙げられます。また、現金の準備の遅れや、低価格での強制的な資産売却など、市場性のある資産を適切に維持することができないことにより、流動性はさらに悪化します。

6. ALMリスク

金利変動に対する感応度(デュレーション)、金額および為替の面において、保険契約に係る負債等に関する将来の支払いに対して資産が適正でないことにより、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。主に為替のミスマッチ、タイミングのミスマッチ、資産と負債の金利感応度の違いによる金利リスクおよびインフレリスクに起因します。資産と負債が適切に対応していないことによって、保険金の支払いまたは債務の支払期日に対応するための半ば強制的な資産売却により運用損失を計上する可能性があります。

7. 法的およびコンプライアンス・リスク

法的およびコンプライアンス・リスクとして、法的リスク、ガバナンス・リスクおよびコンプライアンス・リスクがあります。法的リスクは、関連する法律、契約上の義務の不履行および財務または業務に関する法令を遵守しない潜在的リスクをいいます。ガバナンス・リスクは、取締役会およびその他委員会等が管理・監督をしている中で、規則・規程、法律および公共政策に則った業務の遂行に失敗する潜在的リスクをいいます。コンプライアンス・リスクは、海外、国内または地域の法律や規制に対する違反および当社の行動規範、社内で定めた規則・規程の遵守を怠ったことによって生じ、結果としてお客様に損害を与え、会社が制裁・処罰を受けるまたは信用を喪失する潜在的リスクをいいます。

8. オペレーショナル・リスク

事務プロセス、人事およびシステムでの不適切な処理または失敗から生じる損失の潜在的リスクをいいます。事業継続、外部委託、会社の成長、買収、規制・制度の進展等から生じるリスクを含めた、ビジネスの複雑性に起因するリスクです。保険引受業務をサポートするさまざまな活動を通して、当社はオペレーショナル・リスクにさらされています。サポートする役割でありながら、たとえばシステムダウンのような事象の発生は、業務遂行能力や企業の信用・価値へ大きな影響を与える潜在的リスクとして存在します。

9. 戦略リスク

最適ではない意思決定による結果、企業価値や、持続的かつ競争力をもって事業運営する能力に悪影響を与えるようなリスクを対象としています。戦略リスクの例として、新商品または新ビジネス、M&Aにおける価格設定、税制や規制の予期しない変更等に関して下されるさまざまな意思決定や、これらに対して意思決定そのものが下されないことによるリスクが挙げられます。

10. 風評リスク

お客様・株主・ビジネスパートナー等のステークホルダー、地元地域および社会からの信用・信頼の喪失により、経営戦略の実行に大きな影響を与えるリスクをいいます。風評リスクは、その派生的な特性により、さまざまなリスクの1つもしくは複数から生じる可能性があります。その多くはコミュニケーション上の齟齬により増幅・拡大します。

11. 出再保険リスク

出再する規模、再保険カバーの効果、再保険の契約条件等が適切でない場合に生じるリスクをいいます。リスクの程度は、保険事故の発生頻度、大きさ、タイミング等の不確実性や、元受保険と再保険の契約条件の不一致、モデルリスク、および再保険契約解除を引き起こす再保険者の不適切なディスクロージャー等に影響されます。

社外・社内の監査態勢

■ 社外の監査・検査

当社は社外の監査・検査として「会社法に基づく監査法人による外部監査」を受けています。当社の会計監査人は「PwC Japan有限責任監査法人」です。

また、保険業法に基づく金融庁による検査等を受けることになっています。

■ 社内の内部監査態勢

当社では、「会社の業務全般に係るコンプライアンス（法令等遵守）、保険募集、顧客保護等および各種のリスク管理等に係る内部管理態勢とプロセスの適切性および有効性を検証・評価することにより適切な経営管理（ガバナンス）に貢献し、会社業務の健全かつ適切な運営確保と企業価値の向上に資すること」を内部監査の使命とし、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果は、取締役会等に報告されています。

また、内部監査部門は、監査役、会計監査人とも十分に連携を図っています。

勧誘方針

当社は、以下の方針を定め、保険会社として適正な業務運営が図れるように努めています。当社は保険商品の販売にあたって、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定めています。

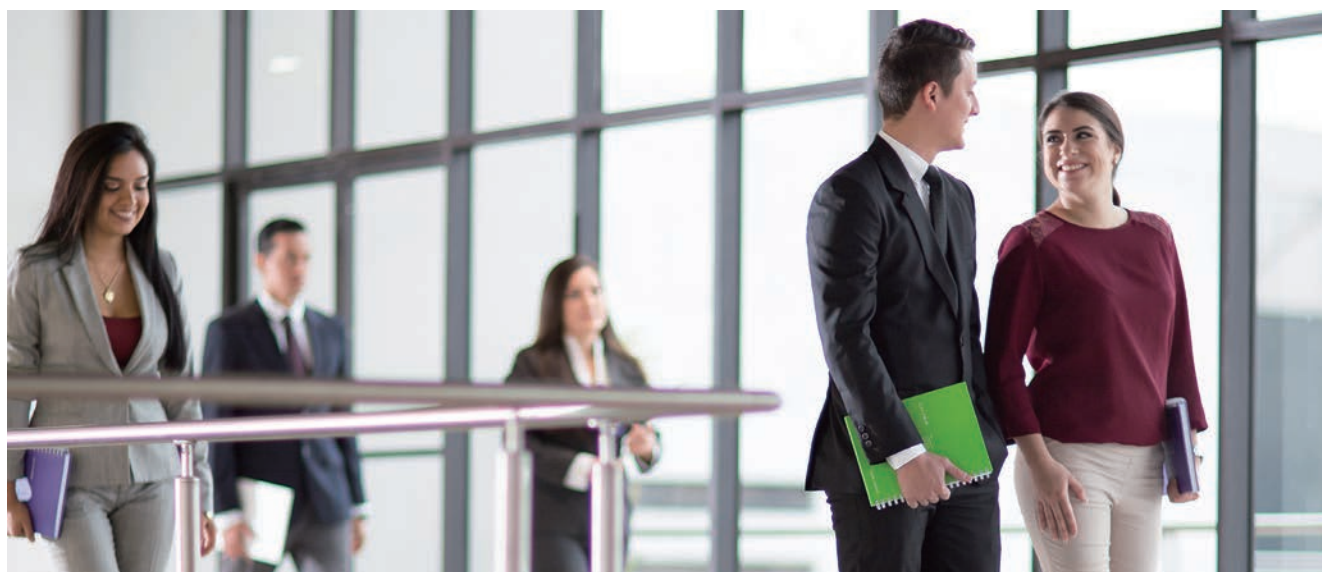
● 金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等に当たっては、保険業法、金融商品取引法、金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守してまいります。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

● 商品に関するお客様の知識、購入経験、購入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品の選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な保持・管理に努めてまいります。

- 保険商品の説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明を心がけます。
- 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
- お客様と直接対面しない保険販売（たとえば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう常に努力してまいります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。
- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては、迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。



個人情報保護

当社では「個人情報の保護に関する法律」およびその他関連法令・ガイドライン等に基づき、社内諸規程を整備し、内部管理態勢の確保や安全管理措置等を実施し、適切な個人情報の管理に取り組んでおります。

また、個人情報の取り扱いについて「プライバシーポリシー」を定め、当社公式ホームページ(www.chubb.com/jp)で公表しています。

■ プライバシーポリシー

個人情報に関する取り扱いについて

Chubb損害保険株式会社は、個人情報取扱事業者として、個人情報保護の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。))」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」といいます。))」、その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインなどを遵守して、個人情報(個人情報保護法に定める個人情報をいいます。)ならびに個人番号(マイナンバー法に定める個人番号をいいます。)および特定個人情報(同法に定める特定個人情報をいい、以下、個人番号と特定個人情報を合わせて「特定個人情報等」といいます。)の適正な取り扱いを実践し、安全管理に係る措置および次に列記する方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善していきます。

また、当社は役職員および代理店への教育・指導を徹底し、個人情報および特定個人情報等の適正な取り扱いが行われるよう取り組んでいきます。

※以下、1.から17.の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

(特定個人情報等については、下記6.をご覧ください。)

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、取引書類、アンケート、Web画面上での入力内容等をいいます。また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

(特定個人情報等については、下記6.をご覧ください。)

当社は、取得した個人情報を、次の目的のために必要な範囲内で利用します。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、重要な事項を記載した書面等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 当社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払い
- (5) 当社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 国内外の再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (8) 当社が有する債権の回収
- (9) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究
- (10) 他の個人情報取扱事業者から委託された業務
- (11) 当社役職員の雇用、代理店等の新設
- (12) 問い合わせ・依頼等への対応
- (13) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う時は、個人情報保護法に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

● 役員・従業員等の個人情報の取り扱いについて

当社は、役員および従業員、派遣社員、採用応募者および退職者ならびにそれらの家族の個人情報を以下の目的で取り扱います。

- ① 採否の検討・決定、採用条件の検討・決定、問い合わせ対応、事務連絡等のため
- ② 給与、賞与、退職給付などの支給のため
- ③ 雇用保険、社会保険等の手続きのため
- ④ 人事労務管理、教育研修のため
- ⑤ 福利厚生(代用社宅、各種保険の募集等も含む)のため
- ⑥ 持株優遇制度のため
- ⑦ 健康状態の把握、産業医への相談のため

- ⑧ 募集人登録その他の行政上必要な手続きのため
- ⑨ 官公庁への届出・報告(官公庁の保険入札の申請を含む)
- ⑩ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止の観点から要請される金融機関等取引先への届出・報告
- ⑪ 経費精算のため
- ⑫ 業務連絡、緊急時や退職後の連絡のため
- ⑬ 上記のほか当社およびチャブ・グループ各社の業務の遂行のため

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得 (特定個人情報等については、下記6.をご覧ください。)

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人データ(個人情報保護法に定める個人データをいいます。)を提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - ③ 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(詳細については、下記「8. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。)
 - ④ 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(詳細については、下記「9. 情報交換制度等」をご覧ください。)
 - ⑤ 国土交通省との間で共同利用を行う場合(詳細については、下記「9. 情報交換制度等」をご覧ください。)
- (2) 当社は法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項(どのような提供先からどのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。
- (3) 当社は、国内外の再保険会社に再保険を行うにあたり、ご本人の同意に基づき、再保険会社に個人データの提供を行うことがあります。保険契約のお申し込みの時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが確定しておらず、当該再保険会社の所在国・地域および当該再保険会社が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報をあらかじめ特定することができない場合があります。個人データを提供する可能性がある外国の再保険会社の所在国・地域はホームページをご覧ください。

4. 信用情報等の取り扱い

当社は、保険業法施行規則に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報については、ご本人の借入金返済能力に関する調査を除き、利用しません。

5. センシティブ情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等に基づき、センシティブ情報※(「要配慮個人情報」を含みます。)を、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で取得、利用または第三者提供する場合など業務の適切な運営を確保その他必要と認められる場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

※センシティブ(機微)情報とは、以下の情報を指します。

- 人種、信条、社会的身分
- 病歴、保健医療および性生活
- 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- 労働組合への加盟
- 門地、本籍地
- その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報

6. 特定個人情報等の取り扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的の達成に必要な範囲を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

7. 個人データおよび特定個人情報等の取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、たとえば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険の募集に関わる業務、損害調査に関わる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務

8. グループ会社・提携先企業との共同利用

(特定個人情報等については共同利用を行いません。)

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱い商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更または保険金支払いに関する判断、データ分析、新たな商品・サービスの開発・研究ならびにグループの経営管理業務のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

(1) 個人データの項目

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、申込書等に記載された契約内容、その他保険契約に関連した他社の商品・サービスの購入情報、および保険事故等に関する内容

(2) 管理責任者

Chubb損害保険株式会社

所在地、および代表者はホームページをご覧ください。

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、末尾のグループ会社の範囲・提携先企業をご覧ください。

9. 情報交換制度等

(特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。)

(1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

● 一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ

www.sonpo.or.jp/

(2) 当社は、代理店の適切な監督や当社の役職員採用等のために、損害保険会社との間で、代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、代理店への委託等のために、損害保険会社との間で、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

● 一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ

www.sonpo.or.jp/

(3) 当社は、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

● 損害保険料率算出機構のホームページ

www.giroj.or.jp/

(4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠

責保険契約について期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省との間で共同利用します。詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。

● 国土交通省 自賠責保険・共済ポータルサイト

www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/index.html

10. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理

(1) 基本方針

当社は、個人データおよび特定個人情報等の適正な取り扱いの確保のため、マニュアルおよび安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じこれを遵守するとともに、本措置の継続的改善に努めます。実施措置の概要は、以下(2)から(7)のとおりです。

また、当社が、業務遂行上必要な範囲内で、第三者に個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理に関するご質問は、下記「17.お問合せ窓口」までお問い合わせください。

(2) 個人データの取り扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存等に関する取扱規程等を整備しています。

(3) 組織的安全管理措置

従業者の責任と権限を定めるとともに、取扱規程等に従って個人データが取り扱われていることを定期的に確認しています。

(4) 人的安全管理措置

従業者との個人データの非開示契約等の締結および従業者に対する教育・研修等を実施しています。

(5) 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域においての入退室管理、個人データの盗難等の防止や機器・装置等の物理的な保護を行っています。

(6) 技術的安全管理措置

個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御・監視等を行っています。

(7) 外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を実施しています。

11. ご契約内容・事故に対するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載された営業店または最寄りの営業店、事故相談窓口にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

12. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求については、下記「17.お問合せ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、回答します。詳細については、ホームページの「保有個人データの開示等のご請求」をご参照ください。

www.chubb.com/jp-jp/contact-us/personal-data.html

13. 匿名加工情報の取り扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14. 仮名加工情報の取り扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができな

いように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 仮名加工情報の提供

当社は、次の場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲において仮名加工情報である個人データを委託することに伴って提供される場合

15. 個人関連情報の取り扱い

当社は、個人関連情報を個人データとして取得する第三者に提供する場合には、当該第三者に以下の事項を確認します。

- 個人関連情報の提供について、ご本人から同意を得ていること
- 当該第三者が外国にある場合には、当該外国の個人情報保護制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報について、ご本人に情報提供がなされていること

16. Cookie等の識別子に紐づけされた情報の

取得・利用・提供

Cookie（クッキー）とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信するしくみです。当社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術（以下「Cookie等」といいます）を利用して、お客様の情報を保存・利用することがあります。

また、当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookie等により収集されたウェブの開覧履歴およびその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけたうえで、広告配信等の目的で利用することがあります。

17. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報および特定個人情報等の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。また、個人情報および特定個人情報等の取り扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報については、下記の窓口までお問い合わせください。

● Chubb損害保険株式会社

[所在地]

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

[ホームページアドレス]

www.chubb.com/jp

[インターネットでのお問い合わせ]

www.chubb.com/jp-jp/contact-us/online-inquiry.html

当社の代表者についてはホームページをご覧ください。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。

● 認定個人情報保護団体

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

[ホームページアドレス]

www.fnlia.gr.jp/

当社の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談は、下記の窓口で受け付けております。

● 指定紛争解決機関

一般社団法人 保険オンブズマン

[所在地]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4

虎ノ門鈴木ビル7F

[電話番号] 03-5425-7963

受付時間: 9:00~12:00 / 13:00~17:00

(土日祝および12/29~1/4を除く)

[ホームページアドレス]

www.hoken-ombs.or.jp/

● グループ会社の範囲

「8. グループ会社・提携先企業との共同利用」における当社のグループ会社・提携先企業は下記のとおりです。

当社のグループ会社：当社の親会社であるチャブ・リミテッド (Chubb Limited) およびその子会社ならびに当社の子会社※・関連会社をいいます。

※当社の子会社は次のとおりです。

Chubb少額短期保険株式会社

提携先企業：現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。(2025年4月1日現在)

■ 個人情報保護法に基づく

保有個人データの開示等のご請求について

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、または利用停止・消去・第三者提供の停止をご希望される場合には、下記の所定書式に必要事項を記入・捺印のうえ、必要書類を添付し当社指定の受付窓口までご送付ください。開示等請求は、郵送によるお手続きとなります。

(1) 提出書類

1. 当社所定の「保有個人データ等の開示等請求書」
2. ご本人確認のための書類(下記※をご覧ください)
3. (訂正・追加・削除の場合のみ)保有個人データが事実
に反することを示す資料

※本人確認書類

本人確認書類に含まれるセンシティブ情報、マイナンバー、健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコードは送付の事前に塗りつぶして(マスキングして)ください。

● ご本人によるご請求の場合

次のア、イおよびウをご同封ください。

- ア. ご本人の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本(現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)
- イ. ご本人の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー(お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態)
- ウ. 開示等請求をする保険契約の保険証券のコピー(保険契約者の場合のみ)

● 代理人によるご請求の場合

上記、ご本人の本人確認書類に加え、次のア、イおよびウをご同封ください。

- ア. 代理人ご自身の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本(現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
- イ. 代理人ご自身の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー(お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態)
- ウ. 代理人であることが確認できる書類

A. 法定代理人の場合

法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)

B. ご本人が委任した代理人の場合

次の(a)および(b)をご同封ください。

(a) 当社所定の委任状

すべてご本人による直筆で、実印が押されているもの

(b) ご本人の印鑑登録証明書

現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内であるもの

(2) 受付窓口

〔送付先〕

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

Chubb損害保険株式会社 開示等請求係

2. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、ご本人に対し、請求内容に応じて以下の方法で回答いたします。なお、代理人によるご請求の場合であっても、法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対して回答いたします。

(1) 開示のご請求

原則として「保有個人データ等の開示等請求書」にてご指定いただいた方法で回答いたします。

(2) 開示以外のご請求

本人確認書類記載のご住所宛てに書面にて回答いたします。

3. 注意事項

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼすおそれがある場合および他の法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合には応じることができない理由をご連絡いたします。

請求時の必要書類一式を当社宛てにご郵送いただく際の郵送料はご負担願います。

開示に関しては、書類の到着後2週間程度お時間がかかります。ご請求の内容によっては、さらにかかる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

開示等の請求に際してご提出いただきました個人情報、開示等の手続きに必要な範囲において利用させていただきます。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
3. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
5. いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。



利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に損なわれることを防止するため、「利益相反のおそれのある取引」に関する管理方針を定め、適切な業務運営に努めます。

1. 利益相反管理の対象

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社のグループ金融機関（以下「当社グループ」

といいます。）が行う取引のうち、お客様の利益が不当に損なわれるおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）とします。

2. 対象取引の類型および特定方法

対象取引を次のとおり類型化し、取引内容、取引条件など個別の事情を斟酌し、お客様の利益が不当に損なわれるおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

- (1) お客様の利益と当社グループの利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と当社グループの他のお客様の利益が相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループがお客様から得た情報を不当に利用して、当社グループまたは他のお客様が利益を得るおそれのある取引
- (4) その他、当社グループがお客様の利益を不当に損なうおそれのある取引

3. 対象取引の管理方法

対象取引については、次のいずれかの方法により、お客様の保護を適正に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門の分離
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客様との取引の中止
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

4. 社内体制の確立

当社は、お客様の利益が「利益相反のおそれのある取引」によって不当に損なわれることを防止するため、次のとおり社内体制を整備します。

- (1) 「利益相反のおそれのある取引」を一元的に管理する利益相反管理部署および利益相反管理統括者を設置します。
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するため、この方針に基づき、社内規程を整備します。
- (3) 「利益相反のおそれのある取引」に関し、役職員を対象に教育・研修を継続的に行い、法令、この方針および社内規程の徹底を図ります。
- (4) 「利益相反のおそれのある取引」の管理に係る社内体制の適切性および有効性を検証します。

お客様本位の業務運営に関する方針

「お客様本位の業務運営に関する方針」は、商品開発、顧客サービス、保険販売、事故受付から保険金お支払いにおける、当社の価値基準および運営方針を示しています。これらの運営方針は、当社社員にとって良い職場環境を醸成するとともに、知識と能力に継続的に投資を行い、競争力を強化し、さらに企業としての成長を通じて当社が社会およびお客様にとって不可欠な存在となるための指針でもあります。当社はこれからも、お客様のニーズに応えるべく商品およびサービスを改善し続け、皆様にベストソリューションを提供できるよう努めてまいります。本方針に基づく主な取組状況(2024年2月～2025年1月)は、当社公式ホームページをご覧ください。

[ホームページアドレス]

www.chubb.com/jp-jp/about-us/customer-focused-result.html

● 運営方針1 お客様本位の業務運営

当社はチャブ・グループの行動規範のもと、お客様中心主義を徹底し、当社の取り組みや会社情報等を公表することにより、お客様本位の業務運営を推進するよう努めてまいります。

● 運営方針2 「お客様の声」を活かす業務運営

「お客様の声」を真摯に受け止め、誠意をもって対応するとともに、業務運営に反映させ、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

● 運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供

お客様にとって最適で満足いただける商品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

● 運営方針4 保険金のお支払い

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざします。

● 運営方針5 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反について適切に管理する態勢を整備してまいります。

● 運営方針6 運営方針の浸透に向けた取り組み

当社役職員や代理店が本方針に基づいて行動するために、研修体制の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進してまいります。

〈参考〉金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」(以下、原則といいます)と当社の「お客様本位の業務運営に関する方針」の対応関係

金融庁の原則	対応する当社の運営方針	
原則2	運営方針1 お客様本位の業務運営 運営方針2 「お客様の声」を活かす業務運営 運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供	運営方針4 保険金のお支払い 運営方針6 運営方針の浸透に向けた取り組み
原則3	運営方針5 利益相反の適切な管理	
原則5	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供	運営方針4 保険金のお支払い
原則6	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供	運営方針4 保険金のお支払い
原則7	運営方針1 お客様本位の業務運営	運営方針6 運営方針の浸透に向けた取り組み
補充原則1	運営方針1 お客様本位の業務運営	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供
補充原則2	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供	
補充原則3	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供	
補充原則4	運営方針2 「お客様の声」を活かす業務運営	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供
補充原則5	運営方針1 お客様本位の業務運営	運営方針3 最適な保険商品・サービスの提供

※1: 原則4、原則5(注2)(注4)、原則6(注1)～(注4)(注6)(注7)、補充原則3(注2)、補充原則4(注1)(注3)、補充原則5(注1)は、当社の取引形態上該当しない、もしくは該当する商品・サービスの取り扱いがないため、運営方針の対象としておりません。

※2: 金融庁の原則の詳細につきましては、金融庁ホームページにてご確認ください。

お客様の声

当社では営業店舗や損害サービス部門などの各種窓口に加え、「お客様サポートダイヤル」を設置し、お客様からのご相談・苦情を承っております。お寄せいただいた貴重な「お客様の声」に真摯に耳を傾け、全社一体となって商品・サービスの改善に取り組んでいます。

■「お客様の声」対応方針

目に見えない信用を商品とする保険会社にとって、「お客様の声」にしっかりと耳を傾け、誠意をもって対応することが最も大切なことであり、またそれが保険会社としての社会的責任であると考えています。

● 対応方針

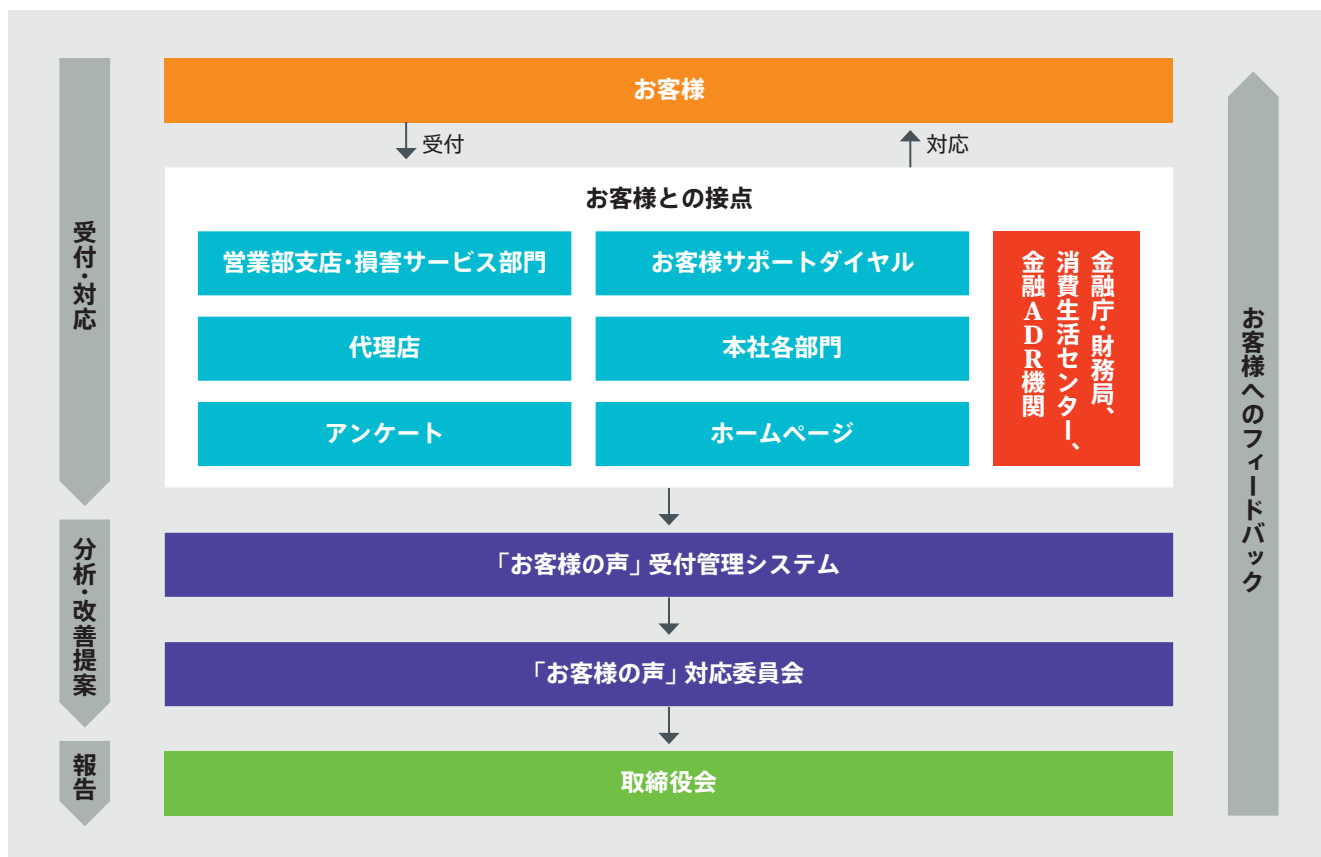
チャブ保険の全役職員は、すべての「お客様の声」に対し、下記の対応を行います。

- ① 「お客様の声」を感謝の思いで聴き、内容を正確に把握する。
- ② 迅速、的確に、かつ組織的に対応する。
- ③ 対応させていただく中で得た貴重な経験、示唆、教訓を今後の営業活動、業務改善等に活かす。

■「お客様の声」対応の流れ

各種窓口より寄せられた「お客様の声」を集約し、「お客様の声」対応委員会に報告します。報告された「お客様の声」は、全件検証したうえで、改善の必要がある課題については関係部署へ改善提案を行います。

なお、「お客様の声」対応委員会の検討事項や改善活動の内容は、定期的に取り締役に報告されます。



■「お客様の声」としてお寄せいただいた内容別件数

2024年度

対象期間：2024年4月～2025年3月

内容	件数
1. 契約・募集行為	54
2. 契約の管理・保全・集金	22
3. 保険金	137
4. その他	4
合計	217

■「お客様の声」に基づき開発・改善した商品・サービス等の例

●「リビングプロテクト総合保険」

満期案内メールの送信時刻の見直し

【お客様の声】

保険の満期を知らせるメールが夜遅くに届いた。送信時刻を変更してほしい。

改善内容

これまでは、システムや通信の稼働率が低い夜の時間帯にメールを送信していましたが、多くのお客様にとってご迷惑とならない時間帯に送信時刻を変更しました。

●「リビングプロテクト総合保険(デジタル(Web)契約)」

メンテナンスに関する情報を追加

【お客様の声】

控除証明書を取得するためマイポータルにログインしたところ、メンテナンス中のため取得することができなかった。メンテナンス期間の案内がないため、いつ取得できるのか分からなかった。

改善内容

マイポータルのメンテナンス中にログインされた場合、これまではメンテナンス中のためサービスをご利用いただけない旨のみを表示していましたが、お客様の利便性向上のため、今後はサービスの再開時刻も明記することにしました。

● 事務プロセスの見直しによる変更承認書の早期発送

【お客様の声】

契約後、すぐに車両入替の手続きを行ったが、その後変更承認書が届かなかったため処理が済んでいるか分からず不安だった。

改善内容

保険料の支払い方法が口座振替の場合、初回保険料の振替結果を確認する前に返金を伴う変更が発生した際には、振替結果を確認した後に変更手続きを進める必要があります。この流れを迅速に進めるために、振替結果の確認プロセスを見直しました。

その結果、変更承認書を7日程度早くお届けできるようになりました。

■ 公平・中立な立場でお応えする機関などのご紹介

● 一般社団法人 保険オンブズマン

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人 保険オンブズマンと手続き実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

保険オンブズマン

www.hoken-ombs.or.jp/

● 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関です。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますのでご注意ください。

自賠責保険・共済紛争処理機構

www.jibai-adr.or.jp

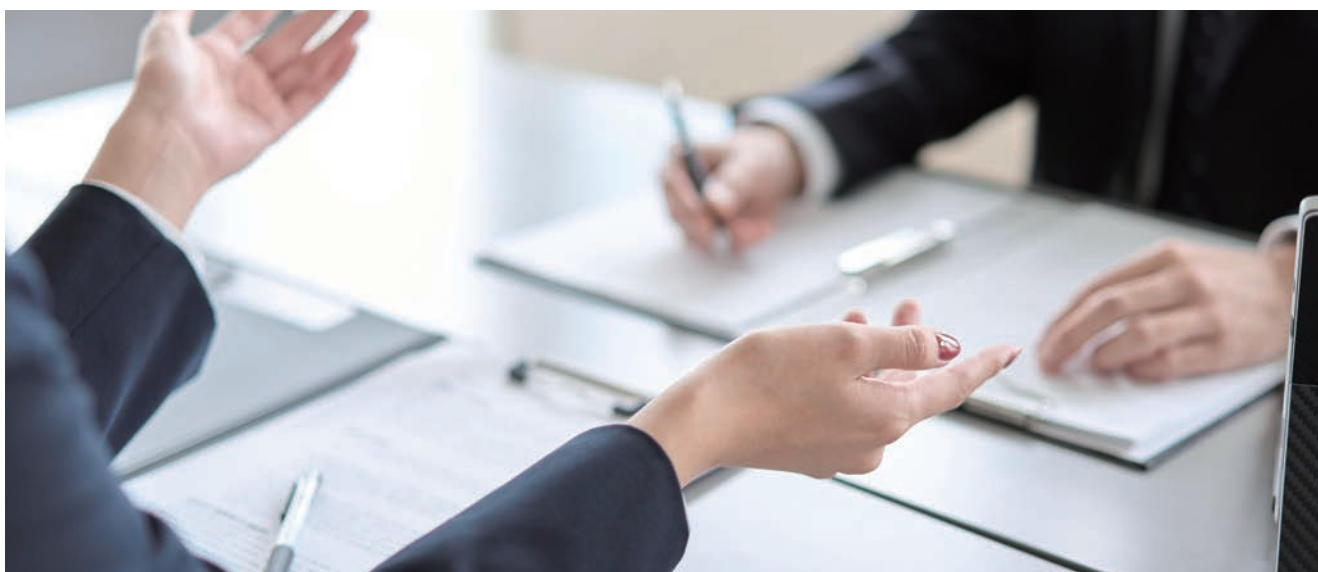
● 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

交通事故に遭われた当事者の面接相談を通して、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっ旋、審査を行います。

当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れない場合に、公正・中立の立場で、無償で紛争解決するためのお手伝いをします。

交通事故紛争処理センター

www.jcstad.or.jp



ディスクロージャー(情報開示)の態勢

当社は「誠実」を第一の行動指針として掲げ、「誠実で開かれた会社」をめざしております。
このような考え方にに基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

● 公式ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務状況等の情報を掲載しています。

また、個人のお客様、法人のお客様向けには商品の内容、資料請求、お問い合わせ等についてご案内しています。

チャブ保険公式ホームページ

www.chubb.com/jp



● ディスクロージャー誌「Business Report」の発行

当社は保険業法および保険業法施行規則等による法的な定めに基づき、ディスクロージャー誌「Business Report」を毎年発行しております。

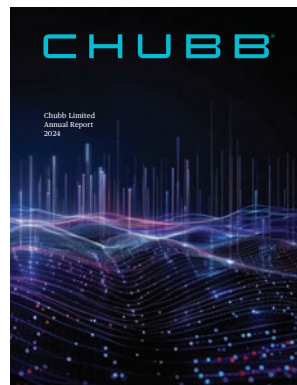
本誌は、当社の公式ホームページでもその全文をご覧くださいことができます。また、当社の全営業拠点に備え置いているほか、ご希望に応じて個別にご提供*しています。



● チャブ・リミテッド アニュアル・レポート

チャブ・リミテッドの財務状況等の開示情報として、アニュアル・レポートが英文で毎年発行されています。ご希望に応じて個別にご提供*しております。

また、チャブ・リミテッドのIRページにおいても財務状況等の情報をご覧くださいことができます。



チャブ・リミテッドの IR ページ

investors.chubb.com

*上記資料をご希望の方は、こちらまでご請求ください。

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb損害保険株式会社 マーケティング&コミュニケーション部

商品・サービスについて

■ 保険のしくみ

損害保険制度	46
損害保険契約の性格	46
再保険について	46
保険のご契約の流れ	46
保険募集のしくみ	47
約款について	47
保険料	48
保険代理店について	48
保険金のお支払い	49

■ 商品ラインナップ

個人向け商品	50
企業向け商品	51

■ お客様サービス

個人向けサービス	52
企業向けサービス	53

■ 損害サービス

54

保険のしくみ

損害保険制度

損害保険は、私たちを取り巻くさまざまな事故や災害から生命や財産を守るための最も合理的な防衛策のひとつです。将来起こるかもしれない危険に対して、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の制度が損害保険制度です。損害保険の幅広い普及を図ることは、個人の生活や企業経営の安定に大きく寄与することになり、重要な社会的役割を果たしていると言えます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその損害が発生する可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

再保険について

● 再保険とは

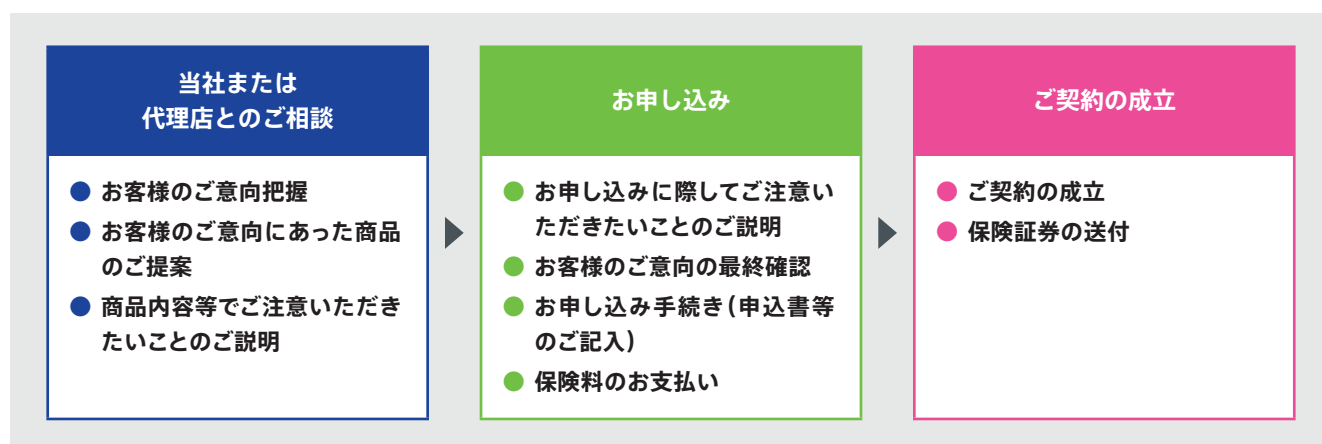
大型船舶や大規模な工場などに損害が生じたり、大火、台風、地震などのような広域大災害が発生したりすると、その保険金支払いは巨額に達し、一保険会社の負担能力を超える可能性があります。このため保険会社は、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図っています。これを再保険といいます。

● 再保険のしくみ

国内で引き受けた巨大リスクや集積リスクの分散を目的として、日本国内外の保険会社へ出再保険料を支払うことにより、保険金支払い責任の移転を図っています。これを出再保険取引といいます。

この出再保険取引は、出再先の財務力・保険金支払い能力・信用度等の情報を収集・分析のうえ、慎重に決定しています。一方、他の保険会社より再保険を引き受ける受再保険取引についても、引受リスクの判断材料となる引受条件・成績等の各種情報を精査し、慎重かつ適正な再保険の引受を行っています。

保険のご契約の流れ



保険募集のしくみ

損害保険の募集は、保険会社の委託を受けた損害保険代理店またはお客様から委託を受けた保険仲立人を通じた場合と、社員によって直接行われる場合があります。

損害保険代理店は、損害保険会社の委託を受けて、保険契約者との間で保険会社の代理人として、保険契約の締結にあたります。当社の取り扱い商品のほとんどは、当社の委託を受けた全国の代理店を通じて販売されています。また、当社は一部の商品でダイレクト・メールまたは広告等で商品の告知を行い、お客様からの資料請求またはお見積依頼を受けて、保険契約申込書等一式を送付し、お客様から郵便で返信申し込みを受ける通信販売、インターネット等による保険募集も行っています。

保険募集に際しては、当社の社員もしくは代理店から募集人の権限等についてご説明させていただき、お客様が抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案させていただきます。また、お客様に対して、契約の締結または加入の可否を判断するのに必要な情報を説明させていただきます。

保険契約をお申し込みになる際は、重要事項説明として「契約概要および注意喚起情報」が記載された書面を交付または電磁的方法により提供いたしますので、内容を十分にご理解のうえ契約を行っていただきます。またご加入いただく保険契約がご希望に沿った内容であること、保険の内容や保険料が適切であることについて確認させていただくため、意向確認書または契約内容確認書を作成いたしますので、署名または所定欄への確認印の押印をお願いします。保険契約申込書の必要事項のご記入ならびに所定欄にご署名または申込印をいただき、お客様より保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。

なお、当社は非対面での保険募集手続きとしてリモートでの契約締結手続きを導入しており、署名または記名押印の省略を可能にしています。

● クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約（金銭消費貸借契約や、営業・事業のための保険契約等を除きます）について、お申し込みされた日またはクーリングオフに関する書面（電磁的方法を含みます）の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、保険契約のお申し込みの撤回または解除を行うことができる制度です。

ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外となっています。なお、クーリングオフのお申し出は、郵送に加え、電子メールでも可能です。

● 共同保険制度について

複数の保険会社が引受保険会社となり、ご契約を締結する共同保険制度があります。各引受保険会社は、保険金額または引受割合に応じて連帯することなく、独立して別個に引受責任を負担し、幹事保険会社は、他の保険会社の代理もしくは代行を行います。ご契約の際には、説明内容に十分ご注意ください。

約款について

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから「契約者・保険会社の双方の権利・義務」について詳細を取り決めておく必要があります。これが約款です。保険約款は、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によって「普通保険約款」を一部補足・修正する「特別約款」・「特約」で構成されています。これらの約款は、保険会社が作成し、金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

2. 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立します（「諾成契約」といいます）。ご契約にあたっては加入される保険契約の内容および約款について、当社の社員または代理店から、十分な説明を受けるとともに、意向確認書または契約内容確認書により、保険加入の目的や保険金額などを確認していただく必要があります。

3. 約款に関する情報提供方法

当社では、保険種目ごとにパンフレットを作成するとともに、主として個人を対象とする保険種目（自動車保険・傷害保険・火災保険など）については、「契約概要」「注意喚起情報」を作成し、契約前に交付します。また、ホームページによる約款等の開示も行っております。「告知義務」「通知義務」「保険金が支払われない場合」など、特に重要な事項について記載しておりますので、必ずご一読いただく必要があります。

保険料

1. 保険料の収受・返還

損害保険の保険料は、保険料のお支払方法について特段の取り決めがない場合は、保険契約の締結と同時に全額を領収することが原則となっています。したがって、保険期間が開始した後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

また、保険期間中に契約内容の変更が生じた時には、その危険の増減に応じて保険料の追加または返還を行います。

2. 保険料率とは

保険料率は、支払保険金部分に充当する「純保険料率」と保険事業運営のためのコスト部分（事業経費・代理店手数料）に適正利潤を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この合算した保険料率を「営業保険料率」といい、これに基づいて実際の保険料が算出されています。

保険代理店について

1. 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で「損害保険代理店委託契約」を締結し、保険会社に代わってお客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本業務としています。さらに、お客様のご要望に的確に対応し、より一層充実したサービスを提供するために、お客様に適切な商品を選択していただけるよう助言を行っています。また、万一の事故の際には、迅速に保険金が支払われるよう、保険金請求の手続きを援助するなどのアフターサービスを行っています。このような活動を通じて、損害保険の幅広い普及や、個人や企業の経済生活の安定などに大きく貢献しています。

代理店の主な業務は、次のとおりです。

- 保険契約の締結
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- 保険料の領収または返還
- 保険料領収証の発行および交付
- 契約者からの事故の受付、保険会社への通知

2. 代理店制度

● 代理店登録・募集人届出

損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けな

ければなりません。代理店の役職員として保険契約の募集を行う場合は、所定の教育を修了し、資格試験に合格したうえで、保険業法第302条に基づき、内閣総理大臣に届出をしなければなりません。この登録・届出を行って初めて保険契約の募集に従事することができます。代理店の業務は、「保険業法」等で定められており、公正で公平なサービスをすべてのお客様に提供することが義務づけられています。

● 損害保険代理店制度

当社は、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供していくため、また、代理店の品質向上を図り、損害保険に対して、お客様から高い信頼を得られることにより、損害保険をますます普及促進させることを目的として、損害保険代理店制度を設けています。

損害保険代理店制度においては、火災保険、自動車保険および傷害保険などの一般契約を取り扱う一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店の区分を設け、その特性に合わせた代理店制度を運営しています。

● 損害保険募集人一般試験制度

一般社団法人 日本損害保険協会では、募集人の資質向上を図り、知識・能力を定期的に検証するために、「損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験」）」を実施しています。当社もこの試験制度に積極的に参加して、募集人の資質向上に努めています。「損保一般試験」は、「基礎単位」および「商品単位（自動車、火災、傷害疾病）」の大きく2つの単位で構成されており、代理店登録または募集人届出を行うには、「損保一般試験」の「基礎単位」の合格が要件となります。また、取り扱う「損保一般試験」の「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品を取り扱うことができません。

● 損害保険大学課程

「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップをめざす仕組みとして、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する教育制度である「損害保険大学課程（「専門コース」・「コンサルティングコース」）」があります。当社では、積極的に資格取得を推進しています。

3. 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的として代理店教育プログラムを実施しています。募集人の保険商

品教育推進のため、一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店等、募集チャネルに応じた個社商品教育を行っています。具体的には、募集チャネル別の教育テキスト等により、学習完了後のインターネットによる検証試験に合格する等、代理店が効率よく知識を習得できるよう工夫を重ねています。これにより営業店から遠隔地に所在する代理店であっても募集人は同等の教育を受けることが可能になります。

また、商品知識のみならず代理店の体制整備、保険募集コンプライアンス、販売技法、経営手法、保険情勢の研究や経験交流等を目的とした各種の研修やセミナーを主要営業店において実施しています。

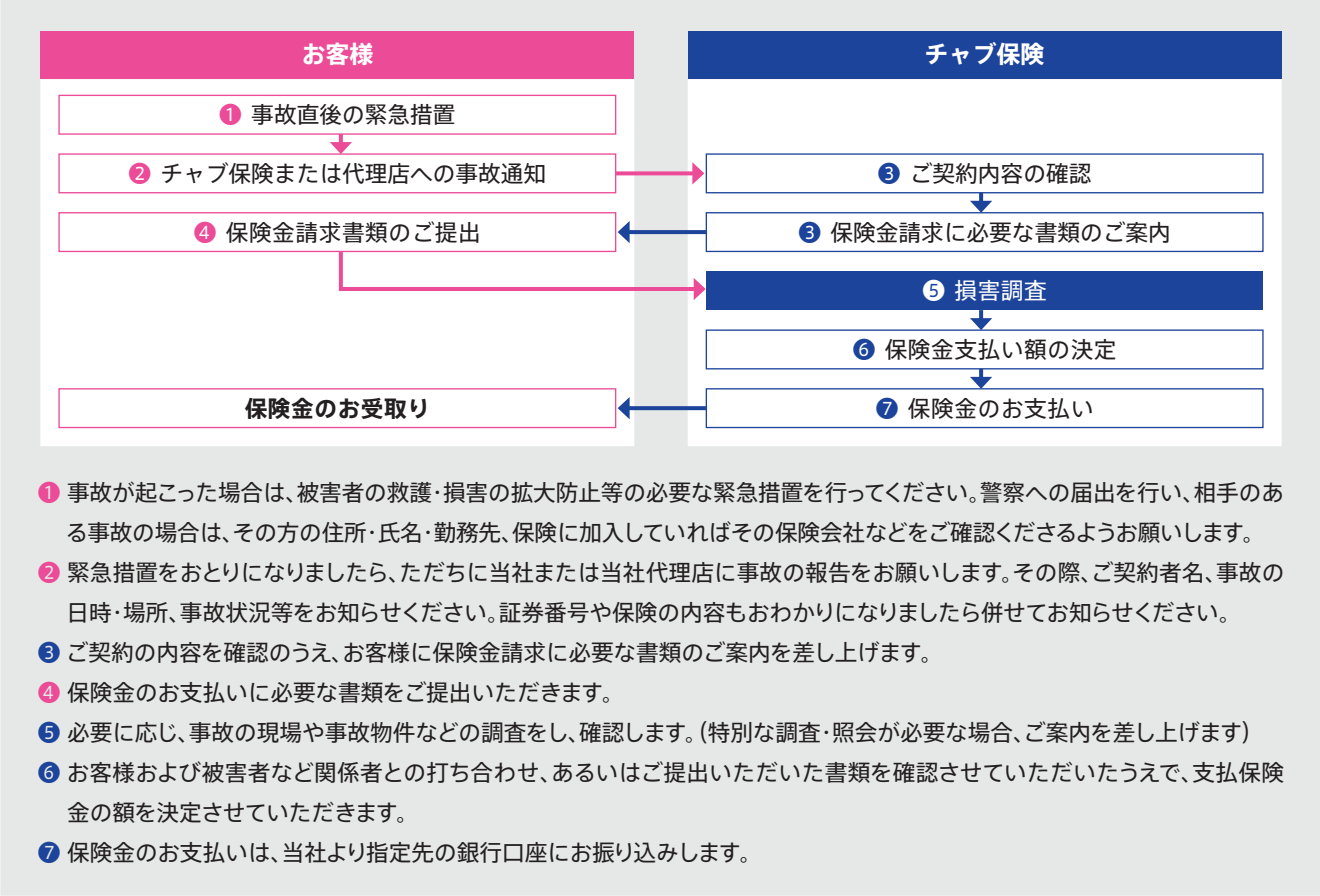
また保険募集においては、「契約者保護」がすべての基本であるとして、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定(Plan)、適切な教育・管理・指導(Do)、自己点検等の監査(Check)、改善に向けた態勢整備(Act)を指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

4. 代理店数 2025年3月末現在
当社の代理店数は以下のとおりです。

区分	店数	構成比
一般代理店	1,099	61.1%
モノライン代理店	旅行	76
	不動産	569
	AE※	13
	DM	43
合計	1,800	100%

※ AEとは、米国軍人・軍属用自動車保険の略号です。

保険金のお支払い 事故の発生から保険金のお支払いまで(自動車事故の場合)



商品ラインナップ

個人向け商品



からだの保険

- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- こども総合保険
- 医療保険



自動車の保険

- 家庭用自動車保険



レジャーの保険

- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険
(旅のキャンセル保険)



住まいと生活の保険

- すまいのプロテクト総合保険
- リビングプロテクト総合保険
- 地震保険



企業向け商品



自動車の保険

- 一般用自動車保険



賠償責任に関する保険

- 会社役員賠償責任保険 (D&O Pro)
- 製造業・販売業・サービス業・建設業・人材派遣業等を営む企業向け企業賠償総合保険 (企業賠償Pro)
- 生産物賠償責任保険 (PL保険)
- 施設所有 (管理) 者賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 専門業務事業者賠償責任保険
- Premier Tech Package (プレミアテックパッケージ)
- 個人情報漏えい保険 (Data Pro)
- サイバーリスク保険 (Cyber Pro)
- ライフサイエンス賠償責任保険
- 臨床試験賠償責任保険
- 英文総合賠償責任保険 (CGL) / 海外PL保険
- 環境汚染総合賠償責任保険



従業員に関する保険

- 業務災害安心総合保険 (GPA Pro)
- 労働災害総合保険 (法定外補償保険・使用者賠償責任保険)
- 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)



貨物に関する保険

- 運送保険
- 貨物海上保険



費用・利益の損失に関する保険

- 団体総合補償制度費用保険 (WIZ)
- 旅行特別補償保険
- 旅行事故対策費用保険
- インバウンドトラベル保険
- 企業犯罪被害包括補償保険 (Crime Pro)
- 企業財産総合保険 (Property Pro Advance)



財物に関する保険

- 企業財産総合保険 (Property Pro Advance)
- 企業財産総合特約付普通火災保険 (Property Pro Smart)
- テナント総合保険 (プレミアテナントプロ)
- 動産総合保険
- 企業財産地震保険 (地震エイド)



工事に関する保険

- 建設業向け企業賠償総合保険 (建設Pro)
- 組立保険
- 建設工事保険



プログラム

- グローバル企業向けマルチナショナル・プログラム (賠償責任保険、火災保険、海上保険、業務災害安心総合保険 [GPA Pro])

お客様サービス

個人向けサービス

■ 事故受付サービス

お客様の万が一の事故に備え、24時間365日体制で事故の受付を行っております。

● オンラインでの事故受付

<https://www.chubb.com/jp-jp/claims.html>

● お電話での事故受付

0120-011-313

耳や言葉の不自由なお客様には、ホームページからの受付に加え、電話リレーサービスにて利用登録いただくことで、上記電話番号のご利用、事故受付が可能です。

■ 住まいの保険関連サービス

● 水まわり・鍵開け緊急サービス

ご自宅での水まわりのトラブル(トイレ、風呂、台所の水漏れや詰まり等)あるいは外出中の鍵の紛失、盗難の場合の玄関ドアロックの解錠に、提携業者がご自宅に急行し、対応いたします。(30分以内の応急処理は無料です。ただし、鍵代、部品代はお客様のご負担になります。)

すまいのプロテクト総合保険において、補償タイプについて、タイプ1またはタイプ2をご選択いただき、同時に総合個人賠償責任補償特約および事故被害者弁護士費用補償特約をご契約時にセットいただいたお客様向けのサービスとなります。

● 住まいの緊急アシスト

借用住宅において、鍵・水まわり・ガラスのトラブルの際、当社の委託先による30分以内の応急作業費(出動料・作業料)を無料※で提供します。

リビングプロテクト総合保険に付帯する修理費用補償特約の支払限度額が所定の額である場合、自動的にセットされます。

※部品代等の実費や30分を超える応急作業等はお客様のご負担です。

■ 海外旅行保険関連サービス

● 日本語サービスセンター

チャブ保険は、プレステージ・グローバルソリューション社と提携し、各種サービスを提供しています。海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、医療に関するさまざまな手配サービスや保険金請求に関わるご相談を24時間・年中無休で行っております。

- 保険金請求等に関わる相談サービス
- クレジットカード、パスポートの紛失・盗難時の緊急手配のご案内
- 医療機関のご紹介
- 緊急移送手配サービス
- 専門医のご紹介
- 帰国手配サービス
- その他各種トラブルご相談受付



- | | | |
|-----------|------|----------|
| ● ロサンゼルス | ● 日本 | ● バンコク |
| ● ウィルミントン | ● 上海 | ● シンガポール |
| ● ロンドン | ● 香港 | ● シドニー |

● ワールド・ワイド・ネットワーク

世界各地域から現地オペレーターを通さず通話料無料で直接、日本語サービスセンターにご連絡いただけます。

● キャッシュレス医療サービス

チャブ保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる提携病院では、お客様は現金不要です。

万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替えいただく必要がないよう、世界主要都市に利用が可能な病院を配置しておりますので、安心して治療をお受けいただけます。

■ からの保険関連サービス

● SOSホットライン[緊急医療・健康相談サービス]

ご契約者とご家族が無料で受けられる電話相談サービスです。24時間365日体制で、相談スタッフ(医師、保健師、看護師)が健康・医療に関するさまざまなご質問にお答えし、セカンドオピニオン、仕事と治療の両立支援等適切なアドバイスをします。

● 示談交渉サービス

賠償事故解決特約付帯のご契約者の方には、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスをご利用いただけます。

(注) 損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。

企業向けサービス

■ 「ビジネスチャンスからリスクを取り除き、お客様が成功を獲得していくことをサポート」

リスク・マネジメント・ソリューションについてチャブ・グループはこう考えます。

チャブ・グループの先進のノウハウと豊富な経験をもって、企業の皆様に、リスク分析、評価に基づいたコンサルティングサービスを行い、合理的な保険の構築に最適なソリューションをご提供いたします。

● リスクコンサルティングサービス

企業にとって「リスク」とは、「企業経営上、発生しては困ること、避けたいこと」です。リスクはすべての企業がさらされているものであり、リスクに対する策を講じていく重要性は、社会環境の急速な変化とともに高まってきています。たとえば火災事故や爆発事故、気象変動による自然災害リスクについて、そのリスクを軽減するために対策を講じることが重要です。

チャブ保険では、専門の知識を備えたリスクエンジニアが企業を訪問し、管理体制のヒアリング、調査を通じてチャブグループの知見に基づき、防災に効果的な改善案をご提案いたします。本サービスが企業の皆様のリスクマネジメントの一助となれば幸いです。

● 人事部ヘルプダイヤル

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険にご契約の企業・団体の人事担当の方を対象に、メンタルヘルス不調者への対応や、復職時に注意すべきポイントやアドバイス等についてのご相談をお受けします。またカウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。

● ストレスチェックサービス

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険のご契約企業には、ストレスチェックサービスを年1回無料でご提供します。



損害サービス

損害保険会社の真価は、お客様に万が一の事故が発生した際に、事故の解決に向けて的確なアドバイスを行い、スピーディな保険金のお支払いを通して「安心」をお届けすることにあります。

※保険金のお支払いの流れについては、49ページをご参照ください。

■ 損害サービススタッフの行動指針

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざしています。

● お客様第一主義と自己革新・自己責任

- 常にお客様の立場に立った対応を行います
- 常にお客様の安心と信頼を念頭に「迅速・親切・公平・的確」な対応をします
- 常に能力の向上に努め、プロフェッショナルな事故解決をめざします
- 常に社内外の「法令遵守」を前提として行動します

● 安心の1事故1担当者制

一つの事故に対して複数の担当者が分業する保険会社が多い中で、チャブ保険は一部を除き原則として1人の担当者が対応しておりますのでお客様本位の事故処理をお約束いたします。

● 信頼と実績の示談交渉サービス(自動車保険)

経験とノウハウが重要な示談交渉は、高度な専門知識と豊富な経験を有したスタッフが、お客様に代わり責任を持っています。チャブ保険は国内の損害保険会社に先駆けて、いち早く示談交渉サービスを開始し、50年以上の実績によって多くのお客様から好評を得ています。

■ 損害サービスネットワーク

チャブ保険は全国3ヵ所(東京・仙台・長崎)に損害サービスネットワークをおき、迅速、親切、公平、的確な対応をいたします。



業績データ

■ 事業の概況

I-1	主要な経営指標等の推移(直近5事業年度)	56
I-2	保険事業	57
I-3	資産の運用	62
I-4	単体ソルベンシー・マージン比率	65

■ 経理の状況

II-1	計算書類	66
II-2	資産・負債の明細	71
II-3	損益の明細	78
II-4	時価情報等	80

■ 企業集団等の状況

III-1	事業の概況(連結)	82
III-2	主要な経営指標等の推移(連結)	82
III-3	連結財務諸表	83
III-4	リスク管理債権	89
III-5	セグメント情報	89
III-6	Chubb少額短期保険株式会社の 単体ソルベンシー・マージン比率	90
III-7	保険会社およびその子会社等に係る保険金等の 支払い能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)	91

事業の概況

■ I-1 主要な経営指標等の推移(直近5事業年度)

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	23,307 (△7.2%)	24,177 (3.7%)	26,105 (8.0%)	27,600 (5.7%)	29,595 (7.2%)
経常収益 (対前期増減率)	26,242 (△0.6%)	26,218 (△0.1%)	28,685 (9.4%)	29,329 (2.2%)	30,021 (2.4%)
保険引受利益 (対前期増減率)	4,856 (58.8%)	4,263 (△12.2%)	4,348 (2.0%)	4,458 (2.5%)	2,272 (△49.0%)
経常利益(△は経常損失) (対前期増減率)	5,195 (66.4%)	4,309 (△17.1%)	4,747 (10.2%)	4,714 (△0.7%)	2,371 (△49.7%)
当期純利益(△は当期純損失) (対前期増減率)	3,492 (52.8%)	2,894 (△17.1%)	3,212 (11.0%)	3,178 (△1.0%)	1,620 (△49.0%)
正味損害率	39.5%	37.0%	42.4%	36.5%	34.5%
正味事業費率	50.3%	49.6%	48.7%	51.4%	49.5%
利息および配当金収入 (対前期増減率)	57 (△11.1%)	55 (△3.5%)	61 (12.1%)	94 (52.4%)	106 (12.8%)
運用資産利回り (インカム利回り)	0.13%	0.12%	0.14%	0.21%	0.24%
資本金 (発行済株式総数)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)
純資産額	18,707	11,610	12,331	13,147	12,339
総資産額	67,560	58,598	58,024	58,922	60,259
積立勘定資産額	—	—	—	—	—
自己資本比率	27.69%	19.81%	21.25%	22.31%	20.48%
1株あたり純資産額	114,768円73銭	71,228円22銭	75,653円33銭	80,660円32銭	75,702円92銭
1株あたり当期純利益	21,425円51銭	17,756円78銭	19,706円77銭	19,502円51銭	9,941円65銭
責任準備金残高	28,521	26,866	25,180	23,986	26,134
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	42,510	39,528	39,452	39,632	39,102
その他有価証券評価差額金	685	503	422	610	681
単体ソルベンシー・マージン比率	1,613.5%	1,210.1%	1,105.6%	1,017.5%	971.0%
配当性向	280.89%	83.27%	79.38%	78.64%	86.39%
従業員数	581名	609名	643名	648名	666名

■ I-2 保険事業

(1) 保険料の推移

① 正味収入保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	4,775	20.5	6.5	5,018	20.8	5.1	5,198	19.9	3.6	5,245	19.0	0.9	5,092	17.2	△2.9
海上	190	0.8	14.0	174	0.7	△8.0	203	0.8	16.7	218	0.8	6.9	232	0.8	6.6
傷害	6,295	27.0	△30.1	6,643	27.5	5.5	7,829	30.0	17.9	8,715	31.6	11.3	9,595	32.4	10.1
自動車	3,237	13.9	△0.1	3,135	13.0	△3.1	3,040	11.6	△3.1	2,988	10.8	△1.7	3,368	11.4	12.7
自動車損害賠償責任	578	2.5	△11.3	515	2.1	△11.0	445	1.7	△13.6	380	1.4	△14.6	328	1.1	△13.7
その他	8,229	35.3	8.8	8,689	35.9	5.6	9,387	36.0	8.0	10,053	36.4	7.1	10,977	37.1	9.2
(うち賠償責任)	(2,830)	(12.1)	(7.5)	(2,815)	(11.6)	(△0.5)	(2,917)	(11.2)	(3.6)	(3,116)	(11.3)	(6.8)	(3,294)	(11.1)	(5.7)
合計	23,307	100.0	△7.2	24,177	100.0	3.7	26,105	100.0	8.0	27,600	100.0	5.7	29,595	100.0	7.2

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料(含む積立保険料)の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	23,708	36.9	2.8	25,043	37.2	5.6	26,580	37.0	6.1	26,536	35.6	△0.2	27,707	35.5	4.4
海上	924	1.4	△4.1	1,044	1.6	12.9	1,101	1.5	5.5	1,193	1.6	8.3	1,129	1.4	△5.3
傷害	12,268	19.0	△11.9	12,950	19.3	5.6	14,781	20.6	14.1	16,087	21.6	8.8	17,096	21.9	6.3
自動車	7,362	11.4	△1.1	7,113	10.6	△3.4	6,879	9.6	△3.3	6,798	9.1	△1.2	6,895	8.8	1.4
自動車損害賠償責任	200	0.3	△9.0	175	0.3	△12.2	181	0.3	3.5	146	0.2	△19.3	137	0.2	△6.7
その他	19,977	31.0	7.6	20,937	31.0	4.8	22,387	31.0	6.9	23,754	31.9	6.1	25,147	32.2	5.9
(うち賠償責任)	(9,924)	(15.4)	(9.1)	(9,937)	(14.8)	(0.1)	(10,611)	(14.8)	(6.8)	(11,592)	(15.6)	(9.2)	(12,120)	(15.5)	(4.6)
合計	64,441	100.0	0.4	67,265	100.0	4.4	71,912	100.0	6.9	74,517	100.0	3.6	78,114	100.0	4.8
従業員一人あたり元受正味保険料(含む積立保険料)	110	—	2.8	110	—	△0.4	111	—	1.3	114	—	2.8	117	—	2.0

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人あたり元受正味保険料(含む積立保険料)：元受保険料(含む積立保険料)÷従業員数

③ 受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	1,988	42.7	△4.0	1,829	44.8	△8.0	1,882	44.2	2.9	1,826	43.1	△3.0	1,986	47.3	8.8
海上	80	1.7	△33.6	60	1.5	△24.8	47	1.1	△21.7	36	0.9	△21.8	37	0.9	1.2
傷害	305	6.6	△80.6	237	5.8	△22.2	142	3.4	△39.8	90	2.1	△37.0	46	1.1	△47.9
自動車	0	0.0	△61.1	0	0.0	1.9	0	0.0	△4.3	0	0.0	△9.2	0	0.0	△2.1
自動車損害賠償責任	496	10.7	△13.8	435	10.7	△12.2	360	8.5	△17.4	304	7.2	△15.6	258	6.2	△15.1
その他	1,782	38.3	△4.3	1,520	37.2	△14.7	1,822	42.8	19.9	1,977	46.7	8.5	1,865	44.5	△5.6
(うち賠償責任)	(835)	(18.0)	(12.3)	(817)	(20.0)	(△2.1)	(869)	(20.4)	(6.3)	(911)	(21.5)	(4.8)	(855)	(20.4)	(△6.2)
合計	4,653	100.0	△25.0	4,083	100.0	△12.2	4,255	100.0	4.2	4,235	100.0	△0.5	4,194	100.0	△0.9

(注) 受再正味保険料：受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④支払再保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%			%			%			%			%		
火災	20,921	45.7	1.3	21,854	46.3	4.5	23,263	46.5	6.4	23,117	45.2	△ 0.6	24,601	46.7	6.4
海上	814	1.8	△ 11.2	929	2.0	14.1	944	1.9	1.6	1,011	2.0	7.1	934	1.8	△ 7.7
傷害	6,278	13.7	△ 3.2	6,545	13.9	4.3	7,094	14.2	8.4	7,462	14.6	5.2	7,548	14.3	1.2
自動車	4,125	9.0	△ 1.8	3,977	8.4	△ 3.6	3,839	7.7	△ 3.5	3,810	7.4	△ 0.8	3,526	6.7	△ 7.4
自動車損害賠償責任	117	0.3	△ 17.9	96	0.2	△ 18.1	96	0.2	0.3	70	0.1	△ 26.8	66	0.1	△ 5.5
その他	13,529	29.5	5.2	13,768	29.2	1.8	14,822	29.5	7.7	15,678	30.7	5.8	16,035	30.4	2.3
(うち賠償責任)	(7,929)	(17.3)	(10.0)	(7,939)	(16.8)	(0.1)	(8,563)	(17.1)	(7.9)	(9,388)	(18.4)	(9.6)	(9,682)	(18.4)	(3.1)
合計	45,787	100.0	1.2	47,172	100.0	3.0	50,062	100.0	6.1	51,152	100.0	2.2	52,713	100.0	3.1

(注) 支払再保険料：出再保険料から出再返戻金を控除したものをいいます。

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
国内契約	98.4%	98.6%	98.3%	98.3%	98.2%
海外契約	1.6%	1.4%	1.7%	1.7%	1.8%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)
2024 年度	19 (5)	91.5% (99.9%)
2023 年度	20 (6)	91% (99%)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑦出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2024 年度	94% (100%)	—	6% (—%)	100% (100%)
2023 年度	94% (100%)	—	6% (—%)	100% (100%)

(注) 1. 特約再保険を 10 百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
<格付区分の方法>
① S&P社の格付を使用し、同社の格付がない場合はMoody's社もしくはA.M.Best社の格付を使用しています。
② 上記 3 社のいずれの格付もない場合は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(2) 解約返戻金

(単位：百万円)

年度 種目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
火災	1,032	1,019	1,134	905	957
海上	0	0	0	2	2
傷害	139	64	98	46	58
自動車	169	170	171	163	166
自動車損害賠償責任	5	6	5	5	4
その他	309	326	464	403	458
(うち賠償責任)	(84)	(155)	(245)	(103)	(201)
合計	1,657	1,588	1,874	1,526	1,647

(3) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
保険引受収益		25,736	25,883	28,123	28,870	29,666
保険引受費用		8,963	9,807	11,482	11,431	13,868
営業費および一般管理費		11,951	11,824	12,317	13,000	13,556
その他収支		34	11	25	19	30
保険引受利益		4,856	4,263	4,348	4,458	2,272

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

(4) 保険金の推移

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	1,765	22.5	43.2	1,482	19.3	35.3	1,851	19.2	41.6	1,507	17.2	34.7	1,482	16.8	34.7
海上	30	0.4	26.1	47	0.6	35.6	32	0.3	24.5	73	0.9	39.4	55	0.6	29.0
傷害	2,028	25.8	37.0	2,012	26.2	34.8	2,937	30.5	41.4	2,285	26.1	29.7	2,452	27.8	29.5
自動車	1,280	16.3	51.4	1,348	17.6	54.2	1,287	13.4	55.4	1,429	16.3	59.0	1,399	15.9	49.8
自動車損害 賠償責任	487	6.2	86.1	460	6.0	91.8	438	4.5	101.2	441	5.1	119.2	412	4.7	129.0
その他	2,260	28.8	31.5	2,324	30.3	30.3	3,087	32.1	37.0	3,010	34.4	33.4	3,010	34.2	31.3
(うち賠償 責任)	(690)	(8.8)	(30.3)	(733)	(9.6)	(31.5)	(809)	(8.4)	(35.2)	(782)	(8.9)	(30.2)	(673)	(7.6)	(25.4)
合計	7,853	100.0	39.5	7,677	100.0	37.0	9,634	100.0	42.4	8,747	100.0	36.5	8,813	100.0	34.5

(注) 1. 正味支払保険金：元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	7,509	38.6	△ 14.6	6,642	35.2	△ 11.5	8,318	34.7	25.2	5,557	28.4	△ 33.2	5,673	28.8	2.1
海上	△ 57	△ 0.3	△ 104.8	183	1.0	—	169	0.7	△ 7.6	215	1.1	26.9	157	0.8	△ 26.9
傷害	3,549	18.2	△ 8.0	3,739	19.8	5.4	5,375	22.4	43.7	4,301	22.0	△ 20.0	4,544	23.1	5.6
自動車	2,950	15.2	△ 17.9	3,091	16.3	4.8	2,967	12.4	△ 4.0	3,290	16.8	10.9	3,212	16.3	△ 2.4
自動車損害 賠償責任	133	0.7	2.7	202	1.1	52.1	161	0.7	△ 20.0	107	0.5	△ 33.8	208	1.1	94.9
その他	5,375	27.6	△ 19.9	5,031	26.6	△ 6.4	6,967	29.1	38.5	6,111	31.2	△ 12.3	5,901	29.9	△ 3.4
(うち賠償 責任)	(2,780)	(14.3)	(△ 24.5)	(2,623)	(13.9)	(△ 5.6)	(3,499)	(14.6)	(33.4)	(2,791)	(14.3)	(△ 20.2)	(2,564)	(13.0)	(△ 8.1)
合計	19,460	100.0	△ 19.9	18,889	100.0	△ 2.9	23,960	100.0	26.8	19,583	100.0	△ 18.3	19,698	100.0	0.6

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

③受再正味保険金 (単位：百万円)

年度 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	243	7.8	55.3	236	12.8	△ 3.0	570	40.1	141.4	757	51.6	32.6	682	52.1	△ 9.8
海上	19	0.6	50.3	14	0.8	△ 21.9	15	1.1	3.9	55	3.8	257.4	28	2.2	△ 48.3
傷害	259	8.3	△ 49.6	105	5.7	△ 59.4	72	5.1	△ 31.7	41	2.8	△ 42.6	36	2.8	△ 11.3
自動車	5	0.2	28.7	0	0.0	△ 93.2	0	0.0	△ 87.2	0	0.0	76.8	0	0.0	△ 95.2
自動車損害賠償責任	487	15.5	△ 7.8	460	24.9	△ 5.5	438	30.8	△ 4.8	441	30.0	0.7	412	31.5	△ 6.6
その他	2,126	67.6	944.9	1,034	55.8	△ 51.3	325	22.9	△ 68.6	172	11.8	△ 46.9	149	11.4	△ 13.2
(うち賠償責任)	(121)	(3.9)	(34.4)	(118)	(6.4)	(△ 2.1)	(123)	(8.7)	(3.9)	(137)	(9.4)	(11.2)	(135)	(10.3)	(△ 1.3)
合計	3,142	100.0	121.0	1,852	100.0	△ 41.0	1,422	100.0	△ 23.2	1,468	100.0	3.2	1,310	100.0	△ 10.7

(注) 受再正味保険金:受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

④回収再保険金 (単位：百万円)

年度 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	5,987	40.6	△ 16.9	5,395	41.3	△ 9.9	7,038	44.7	30.4	4,807	39.1	△ 31.7	4,873	40.0	1.4
海上	△ 68	△ 0.5	△ 106.0	150	1.2	－	152	1.0	1.0	197	1.6	29.4	130	1.1	△ 33.7
傷害	1,780	12.1	△ 1.5	1,832	14.0	2.9	2,509	15.9	37.0	2,057	16.7	△ 18.0	2,128	17.4	3.4
自動車	1,676	11.4	△ 17.9	1,742	13.3	4.0	1,680	10.7	△ 3.6	1,861	15.1	10.8	1,813	14.9	△ 2.6
自動車損害賠償責任	133	0.9	2.7	202	1.6	52.1	161	1.0	△ 20.0	107	0.9	△ 33.8	208	1.7	94.9
その他	5,241	35.5	16.2	3,741	28.6	△ 28.6	4,204	26.7	12.4	3,273	26.6	△ 22.1	3,040	24.9	△ 7.1
(うち賠償責任)	(2,211)	(15.0)	(△ 27.0)	(2,008)	(15.4)	(△ 9.1)	(2,813)	(17.9)	(40.0)	(2,146)	(17.4)	(△ 23.7)	(2,026)	(16.6)	(△ 5.6)
合計	14,750	100.0	△ 12.3	13,065	100.0	△ 11.4	15,747	100.0	20.5	12,304	100.0	△ 21.9	12,195	100.0	△ 0.9

(注) 回収再保険金:出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

⑤未収再保険金の推移 (単位：百万円)

年度		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1	年度開始時の未収再保険金	3,427 (131)	2,425 (155)	2,512 (180)	2,893 (183)	2,049 (172)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	14,410 (815)	12,315 (936)	14,779 (1,576)	12,143 (1,106)	11,951 (1,169)
3	当該年度回収等	15,413 (790)	12,228 (911)	14,398 (1,573)	12,987 (1,117)	11,465 (1,142)
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	2,425 (155)	2,512 (180)	2,893 (183)	2,049 (172)	2,535 (198)

(注) 1. 地震保険、自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(5) 正味事業費率の推移 (単位：百万円)

区分	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
保険引受に係る事業費		11,717	11,996	12,711	14,191	14,648
(保険引受に係る営業費および一般管理費)		(11,951)	(11,824)	(12,317)	(13,000)	(13,556)
(諸手数料および集金費)		(△ 234)	(171)	(393)	(1,190)	(1,092)
正味事業費率		50.3%	49.6%	48.7%	51.4%	49.5%

(注) 正味事業費率=(諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

年度 種目	2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	41.6	53.0	94.6	34.7	64.8	99.5	34.7	59.3	94.0
海上	24.5	△ 2.2	22.3	39.4	9.3	48.7	29.0	△ 4.2	24.8
傷害	41.4	61.0	102.4	29.7	60.5	90.2	29.5	55.2	84.7
自動車	55.4	39.2	94.6	59.0	39.9	98.9	49.8	47.6	97.4
自動車損害賠償責任	101.2	22.2	123.4	119.2	24.3	143.5	129.0	26.6	155.6
その他	37.0	41.5	78.5	33.4	41.9	75.3	31.3	42.3	73.6
(うち賠償責任)	(35.2)	(43.6)	(78.8)	(30.2)	(34.3)	(64.5)	(25.4)	(24.3)	(49.7)
合計	42.4	48.7	91.1	36.5	51.4	87.9	34.5	49.5	84.0

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝(諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

年度 種目	2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	26.3	41.0	67.3	19.4	39.6	59.0	44.4	40.8	85.2
海上	24.3	22.2	46.5	39.9	24.1	64.0	15.7	23.4	39.1
傷害	38.8	55.3	94.1	27.8	53.5	81.3	34.6	51.2	85.8
(医療)	(48.4)	－	－	(29.6)	－	－	(32.8)	－	－
(がん)	(56.6)	－	－	(2.0)	－	－	(147.9)	－	－
(その他)	(31.8)	－	－	(26.6)	－	－	(35.6)	－	－
自動車	47.7	41.7	89.4	49.3	42.4	91.7	42.0	45.9	87.9
その他	31.6	42.4	74.0	33.1	43.5	76.6	23.4	44.8	68.2
(うち賠償責任)	(32.4)	(41.3)	(73.7)	(36.9)	(42.6)	(79.5)	(12.2)	(41.5)	(53.7)
合計	32.5	44.1	76.6	28.6	43.8	72.4	34.6	44.5	79.1

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

(8) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇 シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、 均等に発生損害率が1％上昇すると仮定いたします。		
計算方法	・増加する発生損害額＝既経過保険料×1％ ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ・経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2023 年度	268 百万円	(注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	2024 年度	279 百万円	(注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

(9) 積立保険(貯蓄型保険)の契約者配当金

該当なし

■ I-3 資産の運用

(1) 資産の運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払いに備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目標としています。

(2) 運用資産の推移

(単位：百万円)

区分	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%
預貯金	11,364	16.8	5,976	10.2	4,987	8.6	5,114	8.7	5,352	8.9%
コールローン	—	—	—	—	—	—	660	1.1	869	1.4%
有価証券	42,510	62.9	39,528	67.5	39,452	68.0	39,632	67.3	39,102	64.9%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	333	0.5	383	0.7	469	0.8	459	0.8	412	0.7%
運用資産計	54,206	80.2	45,887	78.3	44,908	77.4	45,866	77.8	45,737	75.9%
総資産	67,560	100.0	58,598	100.0	58,024	100.0	58,922	100.0	60,259	100.0

(3) 利息および配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移

(単位：百万円)

区分	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
		%		%		%		%		%
預貯金	1	0.02	0	0.00	9	0.18	14	0.27	0	0.01
コールローン	—	—	—	—	—	—	0	0.00	0	0.18
有価証券	66	0.16	54	0.14	52	0.13	79	0.20	104	0.27
(公社債)	(30)	(0.08)	(19)	(0.05)	(15)	(0.04)	(36)	(0.10)	(55)	(0.16)
(株式)	(26)	(3.82)	(27)	(4.08)	(29)	(4.28)	(30)	(4.48)	(31)	(4.61)
(外国証券)	(9)	(0.36)	(7)	(0.3)	(7)	(0.36)	(12)	(0.55)	(18)	(0.72)
(その他の証券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	67	0.13	55	0.12	61	0.14	94	0.21	106	0.24
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	67	—	55	—	61	—	94	—	106	—

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息および配当金収入」の金額です。
2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローンについては日々の残高の平均に基づいて算出しています。

(4) 資産運用利回り(実現利回り)の推移

1. 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り

- 分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高

2. [参考] 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り

- 分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額－前期末評価差額)
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額

* 税効果控除前の金額によります。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	2023 年度			2024 年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	136	5,389	2.53	△ 0	5,033	△ 0.02
コールローン	0	55	0.00	0	325	0.18
有価証券	79	38,820	0.20	104	38,796	0.27
(公社債)	(36)	(35,863)	(0.10)	(55)	(35,575)	(0.16)
(株式)	(30)	(677)	(4.48)	(31)	(677)	(4.61)
(外国証券)	(12)	(2,278)	(0.55)	(18)	(2,543)	(0.72)
(その他の証券)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	454	－	－	433	－
金融派生商品	－			－		
その他	－			－		
合計	215	44,718	0.48	104	44,589	0.23

[参考] 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	2023 年度			2024 年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	136	5,389	2.53	△ 0	5,033	△ 0.02
コールローン	0	55	0.00	0	325	0.18
有価証券	339	39,406	0.86	216	39,643	0.55
(公社債)	(△ 24)	(35,828)	(△ 0.07)	(△ 43)	(35,480)	(△ 0.12)
(株式)	(342)	(1,316)	(26.04)	(253)	(1,628)	(15.55)
(外国証券)	(20)	(2,261)	(0.92)	(6)	(2,534)	(0.26)
(その他の証券)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	454	－	－	433	－
金融派生商品	－			－		
その他	－			－		
合計	475	45,305	1.05	215	45,435	0.48

(5) 海外投融資残高と利回りの推移

(単位：百万円)

区分		2020年度 (2021年3月31日現在)		2021年度 (2022年3月31日現在)		2022年度 (2023年3月31日現在)		2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%	
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	2,105	100.0	2,604	100.0	1,786	100.0	2,594	100.0	2,579	100.0
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,105	100.0	2,604	100.0	1,786	100.0	2,594	100.0	2,579	100.0
合計		2,105	100.0	2,604	100.0	1,786	100.0	2,594	100.0	2,579	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	0.32		0.30		0.36		0.55		0.72	
	資産運用利回り (実現利回り)	0.32		0.30		0.36		0.55		0.72	
	(参考) 時価総合利回り	0.35		0.12		△ 0.29		0.92		0.26	

(注) 各利回りの計算方法については、P62[利息および配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移]およびP63[資産運用利回り(実現利回り)の推移]の説明をご参照ください。

■ I-4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	2023 年度	2024 年度
単体ソルベンシー・マージン総額	(A)	23,348	23,524
資本金または基金等		12,537	11,657
価格変動準備金		25	34
危険準備金		12	12
異常危険準備金		10,004	10,949
一般貸倒引当金		6	7
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前)		761	861
土地含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
意図的保有による控除額		—	—
その他		—	—
単体リスクの合計額 $[\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6]$	(B)	4,589	4,845
(一般保険リスク R_1)	* 1	3,170	3,391
(第三分野保険の保険リスク R_2)	* 1	0	0
(予定利率リスク R_3)	* 2	2	1
(資産運用リスク R_4)	* 3	1,503	1,595
(経営管理リスク R_5)	* 4	112	119
(巨大災害リスク R_6)	* 5	965	976
単体ソルベンシー・マージン比率 $C = [(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	(C)	1,017.5%	971.0%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第 86 条(単体ソルベンシー・マージン)および第 87 条(単体リスク)ならびに 1996 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

◆ 単体ソルベンシー・マージン比率

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払い余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険(予定利率リスク)：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 資産運用上の危険(資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 4 経営管理上の危険(経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1～* 3 および * 5 以外のもの
 - * 5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払い余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

■ II-1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

年度	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)	年度	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
科目	金額	金額	科目	金額	金額
【資産の部】			【負債の部】		
現金および預貯金	5,116	5,355	保険契約準備金	31,008	33,578
現金	2	2	支払備金	7,021	7,444
預貯金	5,114	5,352	責任準備金	23,986	26,134
コール・ローン	660	869	その他負債	13,612	13,222
有価証券	39,632	39,102	共同保険借	380	400
地方債	6,400	8,147	再保険借	599	571
社債	29,009	26,525	外国再保険借	6,049	5,961
株式	1,628	1,850	未払法人税等	677	662
外国証券	2,594	2,579	預り金	149	123
有形固定資産	1,102	1,035	未払金	2,620	1,995
建物	459	412	仮受金	2,194	2,554
リース資産	582	589	リース債務	601	612
その他の有形固定資産	60	33	資産除去債務	338	339
無形固定資産	1,916	2,232	退職給付引当金	845	722
ソフトウェア	1,916	2,232	役員退職慰労引当金	136	172
その他の無形固定資産	0	0	賞与引当金	147	189
その他資産	7,616	8,494	特別法上の準備金	25	34
未収保険料	2	6	価格変動準備金	25	34
代理店貸	1,552	1,844			
共同保険貸	73	83	負債の部合計	45,775	47,920
再保険貸	544	652	【純資産の部】		
外国再保険貸	2,350	2,573	資本金	5,000	5,000
未収金	1,727	1,828	資本剰余金	1,250	1,250
未収収益	37	40	資本準備金	1,250	1,250
預託金	529	557	利益剰余金	6,287	5,407
仮払金	793	892	利益準備金	2,954	3,454
その他の資産	4	14	その他利益剰余金	3,333	1,953
繰延税金資産	2,886	3,180	繰越利益剰余金	3,333	1,953
貸倒引当金	△ 8	△ 10	株主資本合計	12,537	11,657
			その他有価証券評価差額金	610	681
			評価・換算差額等合計	610	681
			純資産の部合計	13,147	12,339
資産の部合計	58,922	60,259	負債および純資産の部合計	58,922	60,259

貸借対照表(2024年度)の注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - その他有価証券(市場価格のない株式等を除く)の評価は、時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち、市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物付属設備および構築物(建物を除く)については定額法により行っております。
 - 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産(リース資産を除く)に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額についてはリース契

- 約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
 - 貸倒引当金は、当社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当処理規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果および償却・引当状況を監査しております。

5. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。
6. 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
7. 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積り額を計上しております。
8. 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
9. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか事務機器および乗用車の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は1,288百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額は100百万円、金銭債務総額は371百万円であります。
14. 関係会社株式の額は280百万円であります。
15. 繰延税金資産の総額は3,456百万円、繰延税金負債の総額は276百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当金額として控除した額は192百万円であります。繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、責任準備金2,629百万円、退職給付引当金208百万円であります。また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が27.9%から28.9%に変更となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は86百万円増加し、法人税等調整額は95百万円減少しております。また、その結果、当期純利益は95百万円増加しております。
16. 支払備金は、当期末において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の発生の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等(保険金、返戻金およびその他の給付金)の支出として計上していないものについて、保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条に基づき計上しております。支払備金は、既発生既報告の支払備金(保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支払っていない金額。以下、普通支払備金)と、既発生未報告の支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金等。以下、IBNR備金)から構成されます。なお、再保険契約に基づき、再保険者から回収可能と認められる金額は支払備金より控除しております。
17. 財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は支払備金であります。
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (単位:百万円)
- | | |
|--------|-------|
| 支払備金 | 7,444 |
| 普通支払備金 | 5,390 |
| IBNR備金 | 2,054 |
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- ① 算出方法
- 普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害査定等の方法により将来の支払い額を見積り計上しています。IBNR備金に関しては、支払義務が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積法により算出し、将来の支払い額を見積り計上しています。
- ② 主要な仮定
- 普通支払備金は、保険契約の補償内容と損害査定の結果をもとに将来の支払い額を見積っています。損害査定においては、過去の支払い実績の傾向や、法改正や過去の裁判例、経済環境および社会情勢の変化に伴う医療費用、車両や家財の修繕コスト、人件費の変化等が影響をおよぼす可能性も考慮しています。IBNR備金は、予想損害率、保険金等進展率等の主要な仮定を使用し、将来の支払い額を見積り計上しています。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払い額や支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。特に、賠償責任保険等の保険種目は、事故発生から保険金支払いまでの期間が長期間にわたり、期末日時点においては利用可能でない情報も多いことから、不確実性の程度が高くなります。一方、車両保険や家財保険等の保険種目は保険事由の発生から保険金等の支払いまでの期間が比較的短いこと等から、不確実性の程度は低くなります。

18. 責任準備金は、当事業年度末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条に基づき、保険料および責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。責任準備金のうち、普通責任準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき積み立てております。責任準備金のうち、異常危険準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常災害による損害のてん補に充てるため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。
19. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金	
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	24,929百万円
同上にかかる出再支払備金	17,649百万円
差引(イ)	7,280百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	164百万円
計(イ+ロ)	7,444百万円
(2) 責任準備金	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	38,678百万円
同上にかかる出再責任準備金	24,940百万円
差引(イ)	13,737百万円
その他の責任準備金(ロ)	12,396百万円
計(イ+ロ)	26,134百万円

20. 賞与引当金には役員分61百万円が含まれております。
21. 1株あたりの純資産額は75,702円92銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額は12,339百万円、普通株式に係る期末の純資産額は12,339百万円、1株あたりの純資産の算定に用いられた期末の普通株式数は163千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
22. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。
- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|---------|
| 期首における退職給付債務 | △747百万円 |
| 勤務費用 | 0百万円 |
| 利息費用 | △9百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 24百万円 |
| 退職給付の支払額 | 62百万円 |
| 期末における退職給付債務 | △670百万円 |
- (3) 退職給付債務およびその内訳
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付債務 | △670百万円 |
| 年金資産 | －百万円 |
| 未積立退職給付債務 | △670百万円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | －百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △51百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | －百万円 |
| 貸借対照表計上額 | △722百万円 |
| 前払年金費用 | －百万円 |
| 退職給付引当金 | △722百万円 |
- (4) 退職給付債務等の計算基礎
- | | |
|---|--------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 割引率 | 1.96% |
| 数理計算上の差異の処理年数 | |
| 発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理しております。 | |
| 過去勤務費用の処理年数 | |
| 発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。 | |
23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
経常収益	29,329	30,021	
保険引受収益	28,870	29,666	
正味収入保険料	27,600	29,595	
積立保険料等運用益	53	58	
責任準備金戻入額	1,193	—	
為替差益	22	13	
資産運用収益	162	48	
利息および配当金収入	94	106	
有価証券売却益	0	—	
為替差益	121	—	
積立保険料等運用益振替	△ 53	△ 58	
その他経常収益	296	306	
その他の経常収益	296	306	
経常費用	24,614	27,650	
保険引受費用	11,431	13,868	
正味支払保険金	8,747	8,813	
損害調査費	1,325	1,390	
諸手数料および集金費	1,190	1,092	
支払備金繰入額	165	423	
責任準備金繰入額	—	2,147	
その他保険引受費用	2	1	
資産運用費用	0	1	
有価証券売却損	0	—	
為替差損	—	1	
営業費および一般管理費	13,159	13,750	
その他経常費用	24	29	
支払利息	20	24	
貸倒引当金繰入額	2	1	
その他の経常費用	1	4	
経常利益	4,714	2,371	
特別利益	—	0	
固定資産処分益	—	0	
特別損失	21	8	
固定資産処分損	13	0	
特別法上の準備金繰入額	8	8	
価格変動準備金	8	8	
税引前当期純利益	4,693	2,363	
法人税および住民税	1,070	1,076	
法人税等調整額	443	△ 333	
法人税等合計	1,514	742	
当期純利益	3,178	1,620	

◆ 損益計算書(2024年度)の注記

1. 正味収入保険料は、収入保険料から支払再保険料を控除して算定しております。
- 収入保険料のうち、元受保険料については主として決算締め切り日までに入金報告書および申込書その他保険料計上に必要な書類が到着し、かつ保険始期月が到来している契約について保険料を計上しており、受再保険料については、再保険契約に基づき、主として勘定書その他再保険料計上に必要な書類が到着し、かつ再保険始期月が到来している契約について保険料を計上しております。
- 支払再保険料については、再保険契約に基づき、再保険者に対して出再したと認められる保険料を計上しております。
- 正味支払保険金は、支払保険金から回収再保険金を控除して算定しております。
- 支払保険金のうち、元受保険金については、主として、保険約款に基づく支払事由が発生し、期末日までに損害填補金等として支払った金額を計上しており、受再保険金については、再保険契約に基づき、主として勘定書が到来した時点で保険金を計上しております。
- 回収再保険金については、再保険契約に基づき、再保険者から回収できると認められる保険金を計上しております。
2. 関係会社との取引による収益総額は1,139百万円であり、費用総額は1,828百万円であります。
3. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 収入保険料 | 82,308百万円 |
| 支払再保険料 | 52,713百万円 |
| 差引 | 29,595百万円 |
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 支払保険金 | 21,008百万円 |
| 回収再保険金 | 12,195百万円 |
| 差引 | 8,813百万円 |
- (3) 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|-----------|
| 支払諸手数料および集金費 | 21,998百万円 |
| 出再保険手数料 | 20,906百万円 |
| 差引 | 1,092百万円 |
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------------|----------|
| 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、
(ロ)に掲げる保険を除く) | 5,665百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | 5,229百万円 |
| 差引(イ) | 436百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる
支払備金繰入額(ロ) | △12百万円 |
| 計(イ+ロ) | 423百万円 |
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|----------|
| 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) | 1,429百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | 144百万円 |
| 差引(イ) | 1,285百万円 |
| その他の責任準備金繰入額(ロ) | 861百万円 |
| 計(イ+ロ) | 2,147百万円 |
- (6) 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 預貯金利息 | 0百万円 |
| コールローン利息 | 0百万円 |
| 有価証券利息・配当金 | 104百万円 |
| 計 | 106百万円 |

4. 1株あたりの当期純利益は9,941円65銭であります。
- 算定上の基礎である当期純利益は1,620百万円、普通株式に係る当期純利益は1,620百万円、普通株式の期中平均株式数は163千株であります。
5. 退職給付関係
- 損害調査費ならびに営業費および一般管理費として計上した退職給付費用は164百万円であり、その内訳は次のとおりであります。その他は確定拠出年金への掛金支払額です。
- | | |
|-----------------|--------|
| 勤務費用 | 0百万円 |
| 利息費用 | 9百万円 |
| 期待運用収益 | 一百万円 |
| 会計基準変更時差異の費用処理額 | 一百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 4百万円 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | △74百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | △60百万円 |
| その他 | 225百万円 |
| 計 | 164百万円 |

6. 関連当事者との重要な取引は下記のとおりであります。
(単位：百万円)

属性	関係会社の子会社	
会社等の名称	Chubb Tempest Reinsurance Ltd.	
議決権等の所有(被所有)割合	なし	
関連当事者との関係	再保険取引先	
取引の内容	再保険取引(注)	
取引金額	出再保険料	38,925
	出再手数料	18,077
	出再保険金	10,440
期末残高	外国再保険貸	1,781
	外国再保険借	2,583

- (取引条件および取引条件の決定方針)
(注) 価格その他の取引条件は、再保険市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
7. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	5,000	1,250	1,250	2,444	3,214	5,658	11,908	422	422	12,331
当期変動額										
当期純利益					3,178	3,178	3,178			3,178
剰余金の配当					△ 2,550	△ 2,550	△ 2,550			△ 2,550
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				510	△ 510	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								187	187	187
当期変動額合計				510	118	628	628	187	187	816
当期末残高	5,000	1,250	1,250	2,954	3,333	6,287	12,537	610	610	13,147

2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	5,000	1,250	1,250	2,954	3,333	6,287	12,537	610	610	13,147
当期変動額										
当期純利益					1,620	1,620	1,620			1,620
剰余金の配当					△ 2,500	△ 2,500	△ 2,500			△ 2,500
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				500	△ 500	－	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								71	71	71
当期変動額合計				500	△ 1,379	△ 879	△ 879	71	71	△ 808
当期末残高	5,000	1,250	1,250	3,454	1,953	5,407	11,657	681	681	12,339

◆ 株主資本等変動計算書(2024年度)の注記

- 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当事業年度期首株式数（千株）	163	163
当事業年度増加株式数（千株）	—	—
当事業年度減少株式数（千株）	—	—
当事業年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

(4) 1株あたり配当等の推移

項目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1 株あたり配当額	60,182 円 19 銭	14,787 円 12 銭	15,644 円 17 銭	15,337 円 42 銭	8,588 円 95 銭
1 株あたり当期純利益	21,425 円 51 銭	17,756 円 78 銭	19,706 円 77 銭	19,502 円 51 銭	9,941 円 65 銭
配当性向	280.89%	83.27%	79.38%	78.64%	86.39%
1 株あたり純資産額	114,768 円 73 銭	71,228 円 22 銭	75,653 円 33 銭	80,660 円 32 銭	75,702 円 92 銭
従業員 1 人あたり総資産額	116 百万円	96 百万円	90 百万円	90 百万円	90 百万円

(注) 1. 1 株あたり当期純利益は当期純利益÷期中平均株数(加重平均)により算出しております。
2. 1 株あたり純資産額は純資産額÷期末株数により算出しております。
3. 従業員 1 人あたり総資産額は総資産額÷従業員数により算出しております。

(5) 会計監査

当社は、2023 年度(2023 年 4 月 1 日より 2024 年 3 月 31 日まで)および 2024 年度(2024 年 4 月 1 日より 2025 年 3 月 31 日まで)の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

■ II-2 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
	%		%		%		%		%	
現金	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
預貯金	11,362	100.0	5,976	100.0	4,987	100.0	5,114	100.0	5,352	100.0
(郵便貯金・郵便振替)	(337)	(3.0)	(233)	(3.9)	(371)	(7.4)	(1,048)	(20.5)	(52)	(1.0)
(当座預金)	(2,049)	(18.0)	(3,476)	(58.2)	(2,817)	(56.5)	(2,090)	(40.9)	(1,308)	(24.4)
(普通預金)	(8,975)	(79.0)	(2,266)	(37.9)	(1,798)	(36.1)	(1,975)	(38.6)	(3,991)	(74.6)
(通知預金)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(定期預金)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(譲渡性預金)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
合計	11,364	100.0	5,978	100.0	4,989	100.0	5,116	100.0	5,355	100.0

(2) 商品有価証券

該当なし

(3) 商品有価証券の平均残高および売買高

該当なし

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
		%		%		%		%		%
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	11,421	26.9	8,816	22.3	7,338	18.6	6,400	16.1	8,147	20.8
社債	27,354	64.3	26,699	67.5	29,010	73.5	29,009	73.2	26,525	67.8
株式	1,629	3.8	1,408	3.6	1,316	3.4	1,628	4.1	1,850	4.7
外国証券	2,105	5.0	2,604	6.6	1,786	4.5	2,594	6.6	2,579	6.7
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	42,510	100.0	39,528	100.0	39,452	100.0	39,632	100.0	39,102	100.0

(5) 保有有価証券の利回りの推移

(単位：%)

区分		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
運用資産 利回り (インカム 利回り)	公社債	0.08	0.05	0.04	0.10	0.16
	株式	3.82	4.08	4.28	4.48	4.61
	外国証券	0.36	0.30	0.36	0.55	0.72
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.16	0.14	0.13	0.20	0.27
資産運用 利回り (実現利回り)	公社債	0.08	0.05	0.04	0.10	0.16
	株式	3.82	9.93	4.28	4.48	4.61
	外国証券	0.36	0.30	0.36	0.55	0.72
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.16	0.24	0.13	0.20	0.27
[参考] 時価総合 利回り	公社債	0.15	△ 0.04	0.03	△ 0.07	△ 0.12
	株式	25.33	△ 8.93	△ 4.47	26.04	15.55
	外国証券	0.38	0.12	△ 0.29	0.92	0.26
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.94	△ 0.39	△ 0.15	0.86	0.55

(注) 1. 公社債は国債、地方債および社債の合計を記載しています。

2. 各利回りの計算方法については、P62[利息および配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移]およびP63[資産運用利回り(実現利回り)の推移]の説明をご参照ください。

(6) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		2,504	3,896	—	—	—	—	—	6,400
社債		12,974	14,146	1,888	—	—	—	—	29,009
株式		—	—	—	—	—	—	1,628	1,628
外国証券		399	1,297	696	200	—	—	—	2,594
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		15,878	19,340	2,585	200	—	—	1,628	39,632

2024 年度

(単位：百万円)

区分 \ 残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	6,176	1,971	—	—	—	—	—	8,147
社債	12,191	12,894	1,438	—	—	—	—	26,525
株式	—	—	—	—	—	—	1,850	1,850
外国証券	698	1,289	592	—	—	—	—	2,579
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	19,066	16,154	2,031	—	—	—	1,850	39,102

(7) 業種別保有株式の推移

年度 \ 区分	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%	千株	百万円	%
保険業	24	292	18.0	24	292	20.8	24	292	22.2	24	292	18.0	24	292	15.8
建設業	113	1,183	72.6	108	976	69.3	108	856	65.1	160	1,128	69.3	160	1,360	73.5
卸売業	60	74	4.6	60	60	4.3	60	88	6.7	60	128	7.9	60	118	6.4
不動産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
サービス業	33	10	0.6	33	10	0.7	33	10	0.8	33	10	0.6	33	10	0.6
その他	2	68	4.2	2	68	4.9	2	68	5.2	2	68	4.2	2	68	3.7
合計	233	1,629	100.0	228	1,408	100.0	228	1,316	100.0	280	1,628	100.0	280	1,850	100.0

(注) 業種別区分は証券取引所の業種分類に準じています。

(8) 貸付金の業種別内訳と推移

該当なし

(9) 貸付金残存期間別残高

該当なし

(10) 貸付金担保別内訳の推移

該当なし

(11) 貸付金の使途別内訳の推移

該当なし

(12) 貸付金の企業規模別内訳の推移

該当なし

(13) 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
土地	—	—	—	—	—
営業用	—	—	—	—	—
賃貸用	—	—	—	—	—
建物	333	383	469	459	412
営業用	333	383	469	459	412
賃貸用	—	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	—	—
営業用	—	—	—	—	—
賃貸用	—	—	—	—	—
合計	333	383	469	459	412
営業用	333	383	469	459	412
賃貸用	—	—	—	—	—
リース資産	480	568	481	582	589
その他の有形固定資産	26	83	49	60	33
有形固定資産合計	839	1,036	1,000	1,102	1,035

(14) 長期性資産の推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
長期性資産	—	—	—	—	—

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

(15) 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

当社では、特別勘定で処理すべき資産の保有および運用実績はありません。

(16) リスク管理債権の状況

該当なし

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当なし

(18) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当なし

(19) 保険契約準備金の内訳

① 支払準備金の推移

(単位：百万円)

種目	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
火災		1,138	1,150	1,092	892	1,047
海上		54	21	28	323	71
傷害		1,276	1,686	1,614	1,583	1,965
自動車		1,429	1,367	1,345	1,247	988
自動車損害賠償責任		196	214	206	177	164
その他		2,364	2,699	2,567	2,797	3,206
(うち賠償責任)		(953)	(1,070)	(963)	(1,199)	(1,004)
合計		6,460	7,139	6,855	7,021	7,444

② 責任準備金の推移

(単位：百万円)

種目	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
火災		8,708	8,331	7,870	7,167	7,529
海上		290	292	284	210	266
傷害		7,843	6,825	6,337	6,005	6,983
自動車		2,736	2,517	2,295	2,111	2,595
自動車損害賠償責任		1,626	1,604	1,578	1,513	1,430
その他		7,315	7,295	6,814	6,977	7,328
(うち賠償責任)		(3,277)	(3,147)	(2,879)	(2,756)	(2,900)
合計		28,521	26,866	25,180	23,986	26,134

③ 責任準備金残高の内訳

2023 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,067	3,095	5	—	—	7,167
海上	101	109	—	—	—	210
傷害	2,586	3,406	6	4	—	6,005
自動車	1,176	934	0	—	—	2,111
自動車損害賠償責任	1,513	—	—	—	—	1,513
その他	4,519	2,457	—	—	—	6,977
(うち賠償責任)	(1,740)	(1,016)	—	—	—	(2,756)
合計	13,965	10,004	12	4	—	23,986

2024 年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,223	3,300	5	—	—	7,529
海上	153	112	—	—	—	266
傷害	3,238	3,735	7	3	—	6,983
自動車	1,552	1,042	0	—	—	2,595
自動車損害賠償責任	1,430	—	—	—	—	1,430
その他	4,570	2,758	—	—	—	7,328
(うち賠償責任)	(1,823)	(1,077)	—	—	—	(2,900)
合計	15,168	10,949	12	3	—	26,134

(20) 責任準備金積立水準

区分	2023 年度	2024 年度
積立方式	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いてお
ります。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積み立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
(1) 標準責任準備金対象契約に係る1996年大蔵省告示第48条に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約
に限る)
(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に
定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通
責任準備金および払戻積立金
(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(21) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2020 年度	6,111	3,166	3,031	△ 85
2021 年度	5,643	3,046	3,111	△ 514
2022 年度	6,122	3,704	2,908	△ 491
2023 年度	6,031	3,630	2,980	△ 580
2024 年度	6,059	3,606	3,228	△ 774

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

①自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	489			545			406			382			334		
1 年後	485	0.991	△ 4	484	0.888	△ 60	408	1.004	1	310	0.811	△ 72			
2 年後	416	0.858	△ 68	443	0.915	△ 41	349	0.856	△ 58						
3 年後	393	0.945	△ 23	392	0.884	△ 51									
4 年後	380	0.968	△ 12												
最終損害見積り額			380			392			349			310			334
累計保険金			332			297			247			202			100
支払備金			47			94			102			107			233

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4. 自動車保険は「対人」、「対物」、「車両」、「その他」に区分し、このうち、統計的手法を採用することとなった区分は「対人」、「その他」であり、これらを集計したものを開示しております。

②傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	1,528			2,114			2,895			2,163			2,412		
1 年後	1,679	1.098	150	2,108	0.997	△ 6	2,860	0.988	△ 34	2,383	1,102	220			
2 年後	1,685	1.003	5	2,129	1.010	21	2,974	1.040	113						
3 年後	1,707	1.013	22	2,175	1.021	45									
4 年後	1,713	1.004	6												
最終損害見積り額			1,713			2,175			2,974			2,383			2,412
累計保険金			1,701			2,120			2,780			2,024			1,278
支払備金			11			54			193			359			1,133

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4. 傷害保険については「普通傷害」、「積立」に区分し、このうち、統計的手法を採用することとなった区分は「普通傷害」のみであり、これを開示しております。

③賠償責任 (単位：百万円)

事故発生年度		2020 年度			2021 年度			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	518			588			602			716			697		
	1 年後	545	1.053	27	603	1.025	14	656	1.089	53	664	0.927	△ 52			
	2 年後	569	1.044	23	584	0.969	△ 18	624	0.952	△ 31						
	3 年後	568	0.998	△ 1	582	0.996	△ 2									
	4 年後	569	1.003	1												
最終損害見積り額				569			582			624			664			697
累計保険金				499			521			510			498			266
支払備金				70			60			114			166			430

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

(23) 引当金明細表

2023 年度 (単位：百万円)

区分	年度	2022 年度末 残高	2023 年度 増加額	2023 年度減少額		2023 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		6	6	—	6	6	(注) 参照
個別貸倒引当金		0	1	0	0	1	
退職給付引当金		993	—	104	43	845	
役員退職慰労引当金		108	32	3	—	136	
賞与引当金		126	147	126	—	147	
価格変動準備金		17	8	—	—	25	
合計		1,251	196	234	50	1,163	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

2024 年度 (単位：百万円)

区分	年度	2023 年度末 残高	2024 年度 増加額	2024 年度減少額		2024 年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		6	7	—	6	7	(注) 参照
個別貸倒引当金		1	0	—	—	2	
退職給付引当金		845	—	62	60	722	
役員退職慰労引当金		136	36	—	—	172	
賞与引当金		147	189	147	—	189	
価格変動準備金		25	8	—	—	34	
合計		1,163	242	209	67	1,129	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

(24) 貸付金償却

該当なし

■ II-3 損益の明細

(1) 事業費(含む損害調査費)の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
人件費		6,830	6,495	6,857	6,914	7,149
物件費		6,332	6,464	6,728	7,306	7,727
税金		244	251	279	264	263
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		—	—	—	—	—
保険契約者保護機構に対する 負担金		—	—	—	—	—
諸手数料および集金費		△ 234	171	393	1,190	1,092
合計		13,172	13,383	14,259	15,674	16,232

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計です。

(2) 有価証券売却益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
公社債		0	0	—	0	—
株式		—	40	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—
合計		0	40	—	0	—

(3) 有価証券売却損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
公社債		—	—	—	0	—
株式		—	—	—	—	—
外国証券		—	0	—	—	—
合計		—	0	—	0	—

(4) 有価証券評価損の推移

該当なし

(5) 有形固定資産処分益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
土地・建物		—	—	—	—	—
リース資産		—	—	—	—	—
その他の有形固定資産		—	—	—	—	0
合計		—	—	—	—	0

(6) 有形固定資産処分損の推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
土地・建物	0	10	—	0	—
リース資産	—	0	—	5	—
その他の有形固定資産	0	13	0	0	0
合計	0	24	0	5	0

(7) 減価償却費明細表

2023 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2023 年度償却額	償却累計額	2023 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	2,366	250	1,263	1,102	% 53.4
建物	1,072	53	612	459	57.1
リース資産	1,056	166	474	582	44.9
その他の有形固定資産	237	30	176	60	74.4
無形固定資産	4,585	308	3,751	833	81.8
合計	6,952	558	5,015	1,936	

2024 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2024 年度償却額	償却累計額	2024 年度末残高	償却累計率
有形固定資産	2,324	250	1,288	1,035	% 55.4
建物	1,074	49	662	412	61.6
リース資産	1,026	175	436	589	42.5
その他の有形固定資産	223	25	189	33	84.9
無形固定資産	5,407	407	4,159	1,248	76.9
合計	7,731	658	5,447	2,283	

(注) 本表に記載している無形固定資産は、ソフトウェア(未稼働のものを除く)とリース資産です。

■ II-4 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

① 売買目的有価証券…………… 該当なし

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの…………… 該当なし

③ 子会社株式で時価のあるもの…………… 該当なし

④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		年度 2023 年度			2024 年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	909	911	1	1,080	1,081	0
	株式	306	1,256	950	306	1,478	1,172
	外国証券	700	701	1	100	100	0
	小計	1,915	2,870	954	1,487	2,660	1,173
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債※	34,595	34,498	△ 97	33,785	33,591	△ 194
	株式※	—	—	—	—	—	—
	外国証券※	1,902	1,892	△ 10	2,500	2,479	△ 20
	小計	36,498	36,390	△ 107	36,286	36,070	△ 215
合計		38,414	39,260	846	37,773	38,731	957

※ その他有価証券で時価のあるものについて

2023 年度・2024 年度において減損処理を行った有価証券はありません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、期末日の時価が取得原価に比べて 30% 以上下落したものを対象としています。

⑤ 売却した満期保有目的の債券…………… 該当なし

⑥ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分		年度 2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)			2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)		
		売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他有価証券		501	0	0	—	—	—

⑦ 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券…………… 該当なし

(2) 子会社株式

(単位：百万円)

区分	年度 2023 年度	2024 年度
株式	280	280

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度 2023 年度	2024 年度
公社債	—	—
株式	91	91
外国証券	—	—
合計	91	91

⑧その他有価証券のうち満期があるものの決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)				2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)			
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,504	3,896	—	—	6,176	1,971	—	—
社債	12,974	16,035	—	—	12,191	14,333	—	—
外国証券	399	1,994	200	—	698	1,881	—	—
合計	15,878	21,925	200	—	19,066	18,186	—	—

(2) 金銭の信託に係る時価情報

該当なし

(3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)に係る時価情報

該当なし

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引に係る時価情報

該当なし

(5) 先物外国為替取引に係る時価情報

該当なし

(6) 有価証券関連デリバティブ取引(下記(7)に掲げるものを除く。)に係る時価情報

該当なし

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)に係る時価情報

該当なし

企業集団等の状況

■ III-1 事業の概況(連結)

◆ 業績

当決算期における日本経済は、雇用・所得環境の改善、政府の経済政策の効果により景気の緩やかな回復傾向がみられました。また海外経済についても、各国の通商政策等の影響を受けて一部に弱めの動きもみられますが、総じてみれば緩やかに成長しています。先行きについては、賃上げへの期待がある一方、従前からの物価上昇の影響に加え、通商政策など米国の政策動向による国内景気への影響が懸念されます。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が24億1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は16億4千1百万円となりました。

◆ 連結キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主にその他資産の増加により、前連結会計年度に比べて8億7千1百万円減少し、26億4千1百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入により5億1百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額により、26億7千4百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて4億6千6百万円増加し、69億3千8百万円となりました。

■ III-2 主要な経営指標等の推移(連結)

(単位：百万円)

項目 \ 連結会計年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
連結経常収益	26,399	26,380	28,846	29,488	30,176
連結正味収入保険料	23,470	24,337	26,264	27,752	29,744
連結経常利益	5,222	4,336	4,764	4,721	2,401
親会社株主に帰属する当期純利益	3,510	2,912	3,223	3,181	1,641
連結包括利益	3,727	2,679	3,132	3,330	1,680
連結純資産額	19,067	11,937	12,659	13,439	12,619
連結総資産額	68,003	59,084	58,520	59,426	60,809
連結ベース1株あたり純資産額	116,975 円 56 銭	73,233 円 25 銭	77,663 円 46 銭	82,450 円 93 銭	77,421 円 11 銭
連結ベース1株あたり当期純利益	21,535 円 54 銭	17,868 円 47 銭	19,778 円 62 銭	19,521 円 27 銭	10,071 円 39 銭
自己資本比率	28.04%	20.20%	21.63%	22.62%	20.75%
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,214	2,382	1,731	3,512	2,641
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,065	2,406	△ 305	△ 147	501
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 160	△ 9,997	△ 2,604	△ 2,721	△ 2,674
現金および現金同等物の期末残高	12,043	6,691	5,706	6,472	6,938
従業員数	600 名	628 名	661 名	665 名	682 名
連結ソルベンシー・マージン比率	1,645.3%	1,235.2%	1,128.6%	1,037.2%	989.2%

■ III-3 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

年度 科目	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在) 金額	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在) 金額	年度 科目	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在) 金額	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在) 金額
【資産の部】			【負債の部】		
現金および預貯金	5,982	6,239	保険契約準備金	31,246	33,818
コールローン	660	869	支払備金	7,037	7,457
有価証券	39,352	38,822	責任準備金等	24,208	26,361
有形固定資産	1,112	1,042	その他負債	13,638	13,253
建物	459	412	外国再保険借	6,049	5,961
リース資産	591	596	未払法人税等	679	673
その他の有形固定資産	61	33	未払金	2,646	2,023
無形固定資産	1,916	2,232	その他の負債	4,262	4,594
ソフトウェア	1,916	2,232	退職給付に係る負債	790	717
その他の無形固定資産	0	0	役員退職慰労引当金	136	172
その他資産	7,533	8,424	賞与引当金	149	193
外国再保険貸	2,350	2,573	特別法上の準備金	25	34
その他の資産	5,183	5,850	価格変動準備金	25	34
繰延税金資産	2,878	3,188			
貸倒引当金	△ 9	△ 9			
			負債の部合計	45,986	48,190
			【純資産の部】		
			資本金	5,000	5,000
			資本剰余金	1,250	1,250
			利益剰余金	6,509	5,650
			株主資本合計	12,759	11,900
			その他有価証券評価 差額金	610	681
			退職給付に係る調整 累計額	70	37
			その他の包括利益 累計額合計	680	718
			純資産の部合計	13,439	12,619
資産の部合計	59,426	60,809	負債および純資産の部合計	59,426	60,809

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	
経常収益	29,488	30,176	
保険引受収益	29,024	29,816	
正味収入保険料	27,752	29,744	
積立保険料等運用益	53	58	
責任準備金等戻入額	1,195	—	
為替差益	22	13	
資産運用収益	162	48	
利息および配当金収入	94	106	
有価証券売却益	0	—	
その他運用収益	121	—	
積立保険料等運用益振替	△ 53	△ 58	
その他経常収益	301	311	
経常費用	24,767	27,775	
保険引受費用	11,297	13,707	
正味支払保険金	8,781	8,844	
損害調査費	1,353	1,417	
諸手数料および集金費	997	870	
支払備金繰入額	163	419	
責任準備金等繰入額	—	2,153	
その他保険引受費用	2	1	
資産運用費用	0	1	
有価証券売却損	0	—	
為替差損	—	1	
営業費および一般管理費	13,444	14,036	
その他経常費用	24	29	
支払利息	21	24	
貸倒引当金繰入額	1	0	
その他の経常費用	1	4	
経常利益	4,721	2,401	
特別利益	—	0	
固定資産処分益	—	0	
特別損失	21	8	
固定資産処分損	13	0	
特別法上の準備金繰入額	8	8	
価格変動準備金	8	8	
税金等調整前当期純利益	4,699	2,393	
法人税および住民税等	1,074	1,088	
法人税等調整額	443	△ 336	
法人税等合計	1,517	751	
当期純利益	3,181	1,641	
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,181	1,641	

(3) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
当期純利益		3,181	1,641
その他の包括利益		148	38
その他有価証券評価差額金		187	71
退職給付に係る調整額		△ 38	△ 32
包括利益		3,330	1,680

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		4,699	2,393
減価償却費		562	659
支払備金の増減額 (△は減少)		163	419
責任準備金等の増減額 (△は減少)		△ 1,195	2,153
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		1	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△ 149	△ 118
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		28	36
賞与引当金の増減額 (△は減少)		20	43
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		8	8
利息および配当金収入		△ 94	△ 106
有価証券関係損益 (△は益)		0	—
支払利息		21	24
為替差損益 (△は益)		△ 121	1
有形固定資産関係損益 (△は益)		2	△ 0
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△ 653	△ 1,610
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		791	△ 377
小計		4,086	3,527
利息および配当金の受取額		225	242
利息の支払額		△ 21	△ 24
法人税等の支払額		△ 779	△ 1,105
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,512	2,641
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 10,282	△ 17,918
有価証券の売却・償還による収入		10,221	18,420
資産運用活動計		△ 60	501
(営業活動および資産運用活動計)		(3,451)	(3,142)
有形固定資産の取得による支出		△ 86	△ 2
有形固定資産の売却による収入		—	2
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 147	501
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△ 2,550	△ 2,500
リース債務の返済による支出		△ 169	△ 172
その他		△ 1	△ 2
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,721	△ 2,674
現金および現金同等物に係る換算差額		121	△ 1
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)		765	466
現金および現金同等物の期首残高		5,706	6,472
現金および現金同等物の期末残高		6,472	6,938

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および同等物)は手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金、コールローン等の短期投資からなっております。

(5) 連結株主資本等変動計算書

2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	5,877	12,127	422	109	531	12,659
当期変動額								
剰余金の配当			△ 2,550	△ 2,550				△ 2,550
親会社株主に帰属する当期純利益			3,181	3,181				3,181
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					187	△ 38	148	148
当期変動額合計			631	631	187	△ 38	148	780
当期末残高	5,000	1,250	6,509	12,759	610	70	680	13,439

2024 年度 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	6,509	12,759	610	70	680	13,439
当期変動額								
剰余金の配当			△ 2,500	△ 2,500				△ 2,500
親会社株主に帰属する当期純利益			1,641	1,641				1,641
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					71	△ 32	38	38
当期変動額合計			△ 858	△ 858	71	△ 32	38	△ 819
当期末残高	5,000	1,250	5,650	11,900	681	37	718	12,619

◆ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(2024年度)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

Chubb少額短期保険株式会社

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

- ① その他有価証券（市場価格のない株式等を除く）の評価は、時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ② その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社および連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降取得した建物付属設備および構築物（建物を除く）については定額法により行っております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社および連結子会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(4) 貸倒引当金は、当社および連結子会社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法

的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当処理規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した内部監査部等が査定結果および償却・引当状況を監査しております。

- (5) 退職給付に係る負債は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末の要支給見積り額を計上しております。
- (7) 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (8) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (9) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

◆ 2024年度連結貸借対照表関連

1. 有形固定資産の減価償却累計額は1,294百万円であります。
2. 賞与引当金には役員分61百万円が含まれております。
3. 1株あたりの純資産額は77,421円11銭であります。
- 算定上の基礎である純資産の部の合計額は12,619百万円、普通株式に係る期末の純資産額は12,619百万円、1株あたり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数は163千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
4. 支払備金は、当期末において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の発生の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等(保険金、返戻金およびその他の給付金)の支出として計上していないものについて、保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条に基づき計上しております。
- 支払備金は、既発生既報告の支払備金(保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支払っていない金額。以下、普通支払備金)と、既発生未報告の支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金等。以下、IBNR備金)から構成されます。
- なお、再保険契約に基づき、再保険者から回収可能と認められる金額は支払備金より控除しております。
5. 財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は支払備金であります。
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (単位:百万円)
- | | |
|--------|-------|
| 支払備金 | 7,457 |
| 普通支払備金 | 5,400 |
| IBNR備金 | 2,057 |
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- ① 算出方法
- 普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害査定等の方法により将来の支払い額を見積り計上しています。IBNR備金に関しては、支払義務が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積法により算出し、将来の支払い額を見積り計上しています。
- ② 主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容と損害査定の結果をもとに将来の支払い額を見積っています。損害査定においては、過去の支払い実績の傾向や、法改正や過去の裁判例、経済環境および社会情勢の変化に伴う医療費用、車両や家財の修繕コスト、人件費の変化等が影響をおよぼす可能性も考慮しています。IBNR備金は、予想損害率、保険金等進展率等の主要な仮定を使用して、将来の支払い額を見積り計上しています。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
- 各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払い額や支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。特に、賠償責任保険等の保険種目は、事故発生から保険金支払いまでの期間が長期間にわたり、期末日時点においては利用可能でない情報も多いことから、不確実性の程度が高くなります。
- 一方、車両保険や家財保険等の保険種目は保険事由の発生から保険金等の支払いまでの期間が比較的短いこと等から、不確実性の程度は低くなります。
6. 責任準備金は、当連結会計年度末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条に基づき、保険料および責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち、普通責任準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき積み立てております。
- 責任準備金のうち、異常危険準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常災害による損害のてん補に充てるため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。
7. 市場価値のない株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2024年度連結損益計算書関連

1. 正味収入保険料は、収入保険料から支払再保険料を控除して算定しております。
- 収入保険料のうち、元受保険料については主として決算締め切り日までに入金報告書および申込書その他保険料計上に必要な書類が到着し、かつ保険始期月が到来している契約について保険料を計上しており、受再保険料については、再保険契約に基づき、主として勘定書その他再保険料計上に必要な書類が到着し、かつ再保険始期月が到来している契約について保険料を計上しております。
- 支払再保険料については、再保険契約に基づき、再保険者に対して出再したと認められる保険料を計上しております。
- 正味支払保険金は、支払保険金から回収再保険金を控除して算定しております。

- 支払保険金のうち、元受保険金については、主として、保険約款に基づく支払事由が発生し、期末日までに損害てん補金等として支払った金額を計上しており、受再保険金については、再保険契約に基づき、主として勘定書が到来した時点で保険金を計上しております。
- 回収再保険金については、再保険契約に基づき、再保険者から回収できると認められる保険金を計上しております。
2. 1株あたりの親会社株主に帰属する当期純利益は10,071円39銭であります。
- 算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は1,641百万円、普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益は1,641百万円、普通株式の期中平均株式数は163千株であります。
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2024年度連結包括利益計算書関連

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	109百万円
組替調整額	1百万円
税効果調整前	111百万円
税効果額	△40百万円
その他有価証券評価差額金	71百万円

退職給付に係る調整額	
当期発生額	0百万円
組替調整額	△45百万円
税効果調整前	△45百万円
税効果額	12百万円
退職給付に係る調整額	△32百万円
その他の包括利益合計	38百万円

◆ 2024年度連結株主資本等変動計算書関連

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当連結会計年度期首株式数（千株）	163	163
当連結会計年度増加株式数（千株）	—	—
当連結会計年度減少株式数（千株）	—	—
当連結会計年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払い額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株あたり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 株主総会	普通株式	2,500	15,337.42	2024年3月31日	2024年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株あたり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 株主総会	普通株式	1,400	8,588.95	2025年3月31日	2025年6月28日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2024年度金融商品関連

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は損害保険事業を行っており保険料として収受した資金等の運用を行っております。

資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券です。

資産運用に関するリスクは金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体の信用リスク、巨大災害の発生、市場の混乱等により著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係わるリスク管理体制

資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規程に従い、以下のモニタリングをリスク管理委員会資産運用リスク部会で実施し、四半期ごとにリスク管理委員会ならびに取締役会へ報告しております。

①市場リスクについては含み損益、損益分岐点、金利感応度の状況をモニタリングしております。またVaRによるリスク量の管理を行っております。

②信用リスクについては同一与信先ならびに格付別の与信限度額の管理を行っております。

③流動性リスクについては災害時を想定した場合の想定資金化期間の状況をモニタリングしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびレベル別の時価については次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、企業会計基準適用指針第19号に従い、取得原価をもって貸借対照表価額とし、レベル別表示の中に含めております。（注2）参照）

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

現金は注記を省略しており、預貯金および外国再保険借は主に短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、注記を省略しております。

連結計算書類に記載のある有価証券

（単位：百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
地方債	—	8,147	—	8,147
社債	—	26,525	—	26,525
公社公団債	—	15,523	—	15,523
事業債	—	11,001	—	11,001
株式	1,478	—	—	1,478
外国証券	—	2,579	—	2,579
その他	—	2,579	—	2,579
計	1,478	37,252	—	38,731

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当ありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明
有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

(注2) 市場価格のない株式等は非上場株式91百万円であり、これらは含まれておりません。

(6) 会計監査

当社は、2023年度(2023年4月1日より2024年3月31日まで)および2024年度(2024年4月1日より2025年3月31日まで)の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表について、会社法第444条第4項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

■ III-4 リスク管理債権

該当なし

■ III-5 セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益の合計および資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

なお、投資事業は保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

同上

(2) 所在地別セグメント情報

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

全セグメントの経常収益の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

同上

(3) 海外売上高

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

同上

■ III-6 Chubb少額短期保険株式会社の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	2023 年度	2024 年度
単体ソルベンシー・マージン総額	(A)	565	589
純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く。）		501	521
価格変動準備金		—	—
異常危険準備金		63	67
一般貸倒引当金		0	0
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額（税効果控除前） （99%または100%）		—	—
土地含み損益（85%または100%）		—	—
契約者配当準備金		—	—
将来利益		—	—
税効果相当額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
単体リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4$	(B)	32	32
保険リスク相当額		15	15
（一般保険リスク R_1 ）	* 1	15	15
（巨大災害リスク R_4 ）	* 4	—	—
（資産運用リスク R_2 ）	* 2	27	27
（経営管理リスク R_3 ）	* 3	0	0
単体ソルベンシー・マージン比率 $C = [(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	(C)	3,438.0%	3,626.9%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59、第211条の60および2006年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

◆ 単体ソルベンシー・マージン比率

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払い余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - * 2 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 3 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*2および*4以外のもの
 - * 4 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払い余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

■ III-7 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払い能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	年度	2023 年度	2024 年度
連結ソルベンシー・マージン総額	(A)	23,703	23,871
資本金または基金等		12,759	11,900
価格変動準備金		25	34
危険準備金		12	12
異常危険準備金		10,004	10,949
一般貸倒引当金		6	7
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額（税効果控除前） (99%または100%)		761	861
土地含み損益（85%または100%）		—	—
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）		70	37
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段等のうち、マージンに 算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		63	67
その他		—	—
控除項目		—	—
連結リスクの合計額	(B)	4,570	4,826
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)}+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁)	* 1	3,170	3,391
生命保険契約の保険リスク (R ₂)	* 1	—	—
第三分野保険の保険リスク (R ₃)	* 1	0	0
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄)	* 1	15	15
予定利率リスク (R ₅)	* 2	2	1
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆)	* 3	—	—
資産運用リスク (R ₇)	* 4	1,427	1,519
経営管理リスク (R ₈)	* 5	111	118
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉)	* 6	965	976
連結ソルベンシー・マージン比率 $C = [(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	(C)	1037.2%	989.2%

(注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)および第88条(連結リスク)ならびに2011年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

◆ 連結ソルベンシー・マージン比率

- 当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社において少額短期保険業を営んでおります。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払い余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取り扱いと同一ですが、保険業法上の子会社（議決権が50%超の子会社）については計算対象に含めています。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険(予定利率リスク): 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - * 4 資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 5 経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*4および*6以外のもの
 - * 6 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払い余力」
当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、国内の土地の含み益の一部等の総額
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

■ 店舗所在地一覧

2025年7月1日現在

本社	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7000（代）
北海道支店	〒060-0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1（日本生命札幌ビル）	(011)261-1501（代）
東北支店	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号（仙台トラストタワー）	(022)262-7791（代）
青森営業所	〒031-0042 青森県八戸市十三日町1（ヴィアノヴァビル・リージャス八戸内）	(0178)79-1310（代）
北関東支店	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号（ソニックシティビル）	(048)644-1233（代）
新潟営業所	〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号（大和地所新潟笹口ビル）	(025)245-7291（代）
宇都宮営業所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号（明治安田生命宇都宮大通りビル）	(028)635-6699（代）
高崎営業所	〒370-0811 群馬県高崎市相生町1番地1（八十二銀行高崎ビル）	(027)377-8420（代）
A&Hアフィニティー保険営業部	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7060（代）
不動産保険本店営業部	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7050（代）
不動産保険サポートセンター	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7084（代）
メジャーアカウント営業本部 営業1部	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7181（代）
メジャーアカウント営業本部 営業2部	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7180（代）
東京支店	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7070（代）
企業営業部	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7182（代）
中央統括支店	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7080（代）
神奈川支店	〒220-8144 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号（横浜ランドマークタワー）	(045)683-3600（代）
静岡支店	〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11番30号（エクセルワード静岡ビル）	(054)254-0331（代）
浜松営業所	〒430-7715 静岡県浜松市中央区板屋町111番2号（浜松アクトタワー）	(053)454-4401（代）
名古屋支店	〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル）	(052)747-7000（代）
岐阜営業所	〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号（協和興業ビル）	(058)264-6271（代）
三重営業所	〒510-0067 三重県四日市市浜田町6番11号（サムティ四日市ビル）	(059)352-2164（代）
不動産保険営業部	〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル）	(052)747-7000（代）
大阪支店	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号（ハービス大阪）	(06)6343-7591（代）
京都営業所	〒604-8101 京都府京都市中京区柳馬場通り御池下ル柳八幡町65番地（京都朝日ビル）	(075)211-5501（代）
徳島営業所	〒770-0841 徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地（グラン徳島ビル）	(088)626-3511（代）
不動産保険営業部	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号（ハービス大阪）	(06)6343-7591（代）
広島支店	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7番18号（東芝フコク生命ビル）	(082)221-9311（代）
岡山営業所	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号（日本生命岡山第2ビル新館）	(086)224-6285（代）
福岡支店	〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号（電気ビル共創館）	(092)751-5061（代）
北九州営業所	〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号（KMMビル）	(093)511-5012（代）
長崎営業所	〒850-0018 長崎県長崎市伊勢町4番11号（Jプロ新大工ビル）	(095)807-8180（代）
熊本支店	〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町1番20号（西嶋三井ビルディング）	(096)354-8221（代）
沖縄支店	〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号（ニッセイ那覇センタービル）	(098)911-6660（代）
ダイレクトマーケティング本部	〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号（ガーデンシティ品川御殿山）	(03)6364-7120（代）

■ 各種お問い合わせ先

事故受付ダイヤル **0120-011-313**
お客様サポートダイヤル **0120-550-385**

54の国と地域で事業展開する
損害保険のグローバルリーダー、チャブ・グループ。



チャブ・グループは、これらの国や地域で事業を展開。世界中でお客様のリスクを管理・サポートしています。

Argentina	Denmark	Italy	Panama	Sweden
Australia	Ecuador	Japan	Peru	Switzerland
Austria	Egypt	Korea	Philippines	Taiwan
Belgium	Finland	Macao SAR	Poland	Thailand
Bermuda	France	Malaysia	Portugal	Tunisia
Brazil	Germany	Mexico	Puerto Rico	Turkey
Canada	Gibraltar	Myanmar	Russia	United Arab Emirates
Chile	Hong Kong SAR	Netherlands	Saudi Arabia	United Kingdom
China	Hungary	New Zealand	Singapore	United States
Colombia	Indonesia	Norway	South Africa	Vietnam
Czech Republic	Ireland	Pakistan	Spain	

www.chubb.com/jp